

トルコ
特許法

2014年5月29日に改正された1995年6月24日法律No. 551

目次

第1部 序

第1章 目的、範囲、保護適格者及び定義

第1条 目的と範囲

第2条 保護適格者

第3条 定義

第4条 国際協定出願の優先

第2章 特許要件

第5条 特許を受けることができる発明

第6条 特許を受けることができない主題及び発明

第7条 新規性

第8条 特許可能性を害さない開示

第9条 進歩性

第10条 産業上の利用性

第2部 特許を受ける権利、権利の専有及び発明者の表示

第11条 特許を受ける権利

第12条 特許を受ける権利の専有

第13条 特許の専有

第14条 専有終結の結果

第15条 発明者の表示

第3部 従業者発明

第1章 従業者発明

第16条 従業者発明

第17条 職務発明及び自由発明

第18条 職務発明と報告義務

第19条 発明に対する使用者の権利

第20条 主張の効力及び結果

第21条 自由発明になる職務発明

第22条 全所有権主張の場合の補償

第23条 部分所有権主張の場合の補償

- 第 24 条 規則における補償金の計算及び仲裁手続
- 第 25 条 補償金計算方式
- 第 26 条 使用者の国内特許出願義務
- 第 27 条 外国における職務発明の出願
- 第 28 条 特許付与手続中の当事者相互の権利義務
- 第 29 条 特許出願又は特許による義務
- 第 30 条 特許出願を差し控えること
- 第 31 条 自由発明と通知義務
- 第 32 条 申出義務
- 第 33 条 技術改善提案

第 2 章 従業者発明に係る共通規定

- 第 34 条 従業者発明に係る規定の強制的性質
- 第 35 条 衡平遵守の要件
- 第 36 条 守秘義務
- 第 37 条 義務の効力
- 第 38 条 従業者の先買権

第 3 章 公共事業体の従業者によりなされる発明

- 第 39 条 公共事業体の従業者の発明及び技術改善提案
- 第 40 条 軍人の発明
- 第 41 条 大学職員の発明

第 4 部 特許付与

第 1 章 特許出願及び出願要件

- 第 42 条 特許出願及び添付書類
- 第 43 条 出願日の決定
- 第 44 条 出願に発明者を表示する義務
- 第 45 条 発明の単一性
- 第 46 条 明細書の明瞭性
- 第 47 条 特許クレーム
- 第 48 条 要約
- 第 49 条 国際条約による出願から発生する優先権
- 第 50 条 博覧会出品から発生する優先権
- 第 51 条 優先権の効力
- 第 52 条 優先権の主張及び立証

第 2 章 出願の審査

- 第 53 条 出願の拒絶
- 第 54 条 方式要件に係る審査

- 第 55 条 出願の公開
- 第 56 条 技術水準に係る調査を行うことの請求及び調査手数料の納付
- 第 57 条 技術水準に係る調査報告書の作成，通知及び公開
- 第 58 条 欠陥の理由による調査報告書作成の不可能
- 第 59 条 実体審査制度の選択

第 3 章 実体審査によらない特許付与制度

- 第 60 条 実体審査によらない特許付与
- 第 61 条 実体審査によることなく付与された特許の公告刊行

第 4 章 実体審査による特許付与制度

- 第 62 条 実体審査による特許付与
- 第 63 条 実体審査により付与された特許の公告刊行

第 5 章 特許出願の方式手続

- 第 64 条 クレームの補正
- 第 65 条 特許出願を実用新案登録出願に変更すること
- 第 66 条 出願の取下
- 第 67 条 特許出願のファイルの閲覧条件
- 第 68 条 取り下げられた出願の再提出
- 第 69 条 特許出願又は特許の番号を表示する義務

第 6 章 特許付与後に提起された特許付与手続中の方式欠陥に対する異議申立

- 第 70 条 方式欠陥に対する異議申立
- 第 71 条 方式欠陥に対する異議申立の効力

第 5 部 特許による権利に係る規定

- 第 72 条 特許の期間
- 第 73 条 特許による権利の範囲
- 第 73A 条 罰則及び罰金
- 第 74 条 特許要素の第三者による使用
- 第 75 条 特許に基づく権利の範囲の限界
- 第 76 条 特許による権利の消尽
- 第 77 条 先使用により付与される権利
- 第 78 条 先の日付の特許に対する効力
- 第 79 条 特許の主題の従属性
- 第 80 条 特許実施に係る制限事項
- 第 81 条 法的独占
- 第 82 条 特許出願の公開の効力
- 第 83 条 特許出願又は特許により付与される保護の範囲及びクレームの解釈

第 84 条 方法特許から生じる権利

第 6 部 特許出願又は特許に係る法的行為

第 1 章 共同所有権の関係

第 85 条 共同所有権の関係

第 2 章 特許出願並びに特許の移転及びライセンス

第 86 条 特許出願並びに特許の移転及びライセンス

第 87 条 非分割性

第 88 条 契約によるライセンス

第 89 条 情報提供義務

第 90 条 権利の移転及びライセンスにより発生する義務

第 91 条 共同責任

第 92 条 特許登録簿への記入及びその効果

第 93 条 不公正競争

第 3 章 ライセンスの申出

第 94 条 特許権者によるライセンス申出

第 95 条 ライセンス申出の受諾

第 4 章 実施義務

第 96 条 実施義務

第 97 条 実施の証拠

第 98 条 実施の認知

第 7 部 強制ライセンス

第 1 章 強制ライセンスの一般要件

第 99 条 強制ライセンス付与についての要件

第 100 条 強制ライセンスの請求

第 101 条 特許間の従属性の場合の強制ライセンス

第 102 条 強制ライセンスの理由としての輸出

第 103 条 公益性の理由による強制ライセンス

第 104 条 調停の請求

第 105 条 庁による調停

第 106 条 庁の調停手続

第 107 条 庁の調停の効果

第 108 条 強制ライセンスの請求

第 109 条 強制ライセンスの手続開始

第 110 条 強制ライセンスの決定

- 第 111 条 強制ライセンスの決定に係る手数料
- 第 112 条 強制ライセンスの手續中断
- 第 113 条 外国居住者の特許代理人の通知

第 2 章 強制ライセンス制度

- 第 114 条 強制ライセンスの法的性質
- 第 115 条 相互信頼関係の違反
- 第 116 条 追加特許による強制ライセンスの範囲
- 第 117 条 強制ライセンスの移転
- 第 118 条 条件修正の請求
- 第 119 条 契約によるライセンスに係る規定の適用性

第 3 章 強制ライセンスの奨励

- 第 120 条 強制ライセンスの奨励規定

第 8 部 追加特許及び秘密特許

第 1 章 追加特許

- 第 121 条 追加特許出願
- 第 122 条 追加特許の優先日
- 第 123 条 追加特許の主特許への変更
- 第 124 条 特許に係る規定の追加特許への適用

第 2 章 秘密特許

- 第 125 条 秘密保持の条件
- 第 126 条 秘密特許の登録簿, 秘密期間の延長及び秘密の廃止
- 第 127 条 秘密特許に係る年金及び補償
- 第 128 条 秘密特許の外国における出願に係る許可

第 9 部 特許の無効と特許権の終結

第 1 章 特許の無効

- 第 129 条 無効
- 第 130 条 無効宣言の請求
- 第 131 条 無効の効力
- 第 132 条 追加特許に係る無効の効力

第 2 章 特許権の終結

- 第 133 条 終結の原因
- 第 134 条 不可抗力の理由による年金の不納付
- 第 135 条 特許権の放棄

第 10 部 特許権の侵害及び侵害の場合の法律上の手続

第 1 章 侵害訴訟

第 136 条 特許権の侵害を構成する行為

第 2 章 訴訟手続

第 137 条 特許所有者の提訴及び管轄裁判所

第 138 条 補償

第 139 条 侵害の証拠書類

第 140 条 逸失利益

第 141 条 逸失利益の増額

第 142 条 発明の評判

第 143 条 補償の減額

第 144 条 補償請求の対象になり得ない者

第 145 条 制定法上の不特許事由

第 3 章 特別裁判所

第 146 条 管轄裁判所

第 147 条 裁判所の決定の公告

第 4 章 特別規定

第 148 条 ライセンシーによる訴訟及びその要件

第 149 条 特許の不侵害の訴訟及びその要件

第 150 条 証拠の認定

第 151 条 予防策

第 152 条 予防策の性質

第 153 条 民事訴訟法

第 11 部 実用新案証

第 154 条 実用新案証の付与により保護される考案

第 155 条 実用新案証の付与により保護できない考案及び主題

第 156 条 新規性

第 157 条 実用新案証の出願権

第 158 条 第三者を拘束しない権利

第 159 条 実用新案証の出願

第 160 条 方式要件に係る出願の審査及び公開

第 161 条 第三者による異議申立

第 162 条 庁の決定、実用新案証の付与及び公告

第 163 条 方式欠陥を主張する異議申立であって実用新案証の付与後に提出されるもの

- 第 164 条 保護の様式及び期間
- 第 165 条 実用新案証の無効
- 第 166 条 特許規定の適用
- 第 167 条 実用新案証出願の特許出願への変更
- 第 168 条 特許出願の実用新案証出願への変更
- 第 169 条 実用新案証の主題の工業意匠としての登録
- 第 170 条 同一発明に対する実用新案証と特許証の双方付与の不可能性

第 12 部 授権者及び代理人

- 第 171 条 授権者

第 13 部 手数料納付及びその法的効果

- 第 172 条 手数料納付及びその法的効果
- 第 173 条 年金

第 14 部 最終規定

- 第 174 条 廃止規定
- 第 175 条 施行
- 第 176 条 提供

経過規定

- 経過第 1 条 先の規定の適用
- 経過第 2 条 技術水準に係る調査報告書の確定に必要な機関の庁による設立前の当該報告書の作成
- 経過第 3 条 年金の納付
- 経過第 4 条 医薬品及びその製造方法の保護

第1部 序

第1章 目的、範囲、保護適格者及び定義

第1条 目的と範囲

本法の目的は、発明の産業上の実施により発明活動を奨励し、技術的、経済的、社会的発展に寄与するために、次のものの付与により発明を保護することである。

- (1) 特許証、又は
- (2) 実用新案証

本法は、工業所有権の付与に値する発明に対する特許証又は実用新案証の交付についての原則、規則、条件及び要件に係るものである。

第2条 保護適格者

本法の与える保護の対象者は、トルコ共和国領土内に居住しているか若しくは商工業上の企業として確立されている自然人及び法人、又はパリ条約の規定により出願資格を有する者である。

前段落にいう対象者以外の自然人又は法人であって、トルコ共和国の国民に対して法的に又は事実上の保護を与える国家の国民である者は、相互主義の原則にしたがって、トルコにおいて特許及び／又は実用新案登録の保護を受けるものとする。

第3条 定義

本法の文脈において、庁(Institute)とは、法律 No. 544 により設立されたトルコ特許庁を意味する。

本法の文脈において、「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日の国際条約を意味する。

第4条 国際協定出願の優先

トルコ共和国の法律にしたがって施行されている国際協定が、本法の規定よりも有利な規定を含む場合、第2条にいう者は、当該優遇規定の享受を請求することができる。

第2章 特許要件

第5条 特許を受けることができる発明

新規性があり、技術水準を超えており、産業上の利用ができる発明は、特許により保護するものとする。

第6条 特許を受けることができない主題及び発明

次の事項は、本来的に発明ではないので、本法の範囲外とする。

- (a) 発見、科学理論、数学的方法
- (b) 精神的行動をなすための、商行為を行うための、及び遊戯を行うための計画、方法、規則

- (c) 文芸作品，科学作品，美的性格を有する創造物，コンピュータ・プログラム
- (d) 情報の収集，整理，提供及び伝達についての方法であって技術的特徴を含まないもの
- (e) 人体又は動物に適用される診断，治療及び手術の方法

前段落(e)の規定は，当該方法に関連して使用される製品及び成分にもその製造方法にも適用されない。

次のものに係る発明には特許が付与されない。

- (a) 主題が公序良俗すなわち一般的に認められる道德規範に反するもの
- (b) 動植物品種又は動植物品種の増殖方法であって，主に生物学的要素に基づくもの

第7条 新規性

技術水準の一部分でない発明は，新規性のあるものとみなされる。

技術水準の構成要素とは，特許出願日前に世界の何れかの場所において，書面若しくは口頭によるか，又は実施若しくはその他の方法による開示により公衆に入手可能となっている発明の主題に係る情報である。

特許出願日前にトルコで提出された特許及び実用新案登録出願であって当該日以後に公開されたものは，その最初の開示時点から技術水準に含まれるものとみなされる。

第8条 特許可能性を害さない開示

情報の開示は，出願において請求される発明の特許性を，他の場合は害するであろうが，次の条件下での開示は，出願日に先立つ12月の期間，又は出願について優先権が主張されている場合は優先日に先立つ12月の期間，当該発明の特許性を害さないものとする。

- (a) 発明者による開示
- (b) 当該情報が次のものに含まれている場合の庁による開示
 - (1) 発明者により提出された別の出願であって，庁によって開示されるべきでなかったもの，又は
 - (2) 発明者に知らせることなく若しくは発明者の承諾を得ずに第三者によりなされた出願であって，当該情報を発明者から直接若しくは間接的に得たもの
- (c) 当該情報を発明者から直接又は間接的に得た第三者による開示

第1段落の適用上，出願日において特許に対する権利を有した者が発明者とみなされる。

第1段落の効力は，何らかの期間に限定されず何時でも適用できる。

第1段落の適用性が異議申立される場合は，当該段落適用の必要性を訴える当事者は，当該段落の条件が満たされている又は満たされる予定であることの立証責任を負うものとする。

第9条 進歩性

発明は，技術水準から見て，技術の熟練者により容易に推測できない行為の結果である場合は，技術水準を超える(進歩性を包含する)ものとみなされる。

第10条 産業上の利用性

発明は，特定の産業又は分野において生産又は実施に応じることができる場合は，産業上の利用性があるものとみなされる。これには農業も含まれる。

第 2 部 特許を受ける権利、権利の専有及び発明者の表示

第 11 条 特許を受ける権利

特許を受ける権利は、発明者又はその承継人に帰属し、移転できる。

発明が 2 人又は 2 人以上の者により共同でなされた場合、当事者に別段の合意がなければ、特許出願権は、その共同発明者に帰属する。

発明が 2 人又は 2 人以上の者により同時に個別になされた場合、特許を受ける権利は、最初の出願人に、又は他人に比し早い優先権を主張できる者に帰属する。

最初の特許出願人は、反証されるまでは、特許出願権を与えられる。

第 12 条 特許を受ける権利の専有

第 11 条第 1 段落に準じて特許出願権を正当に与えられている者である旨の主張をなす者は、第 129 条の規定にしたがって出願人に対して訴訟手続を開始することができる。庁に対しては、出願人が特許出願権を正当に付与された者でない旨の主張をなすことはできない。

特許出願権に係る裁判所の決定が原告の勝訴となった場合、特許を受ける権利を有する者は、当該判決が既判事項になった後 3 月以内に次の手続の 1 つを取ることができる。

(a) 特許を受ける権利を有する者は、特許権専有に係る裁判所手続の対象である先の特許出願が依然として自己の出願として受理され自己の出願としてさらに手続が遂行されることを請求することができる。

(b) 特許を受ける権利を有する者は、同一の優先日を主張して同一発明に対して新規出願をなすことができる。そのような出願は、最初の出願日から手続が追行される。そのような場合は、専有を申し立てる出願は無効とする。

(c) 特許を受ける権利を有する者は、専有を申し立てる出願が拒絶されることを請求することができる。

第 45 条第 3 段落の規定は、本条第 1 段落による個々の新規出願に適用される。

特許を受ける権利の決定のために第 1 段落にしたがって裁判手続が行われる場合、出願は原告の承諾なく取り下げられることはない。裁判所は、原告の請求が拒絶される場合、出願公開日から判決が既判事項になる日まで特許付与手続を停止するよう命令し、原告の請求が受諾される場合、判決が既判事項になる日後 3 月までの期間、特許付与手続を停止するよう命令する。

第 13 条 特許の専有

第 11 条第 1 段落により正当な特許所有者である者以外の何人かに特許が付与された場合、その特許を受ける権利を正当に有する旨の主張者は、特許により生じる当該何人かのその他の権利及びクレームを害することなく特許権を移転することを主張して裁判手続を提起することができる。

特許に対して部分的な権利のみが主張される場合、第 1 段落により特許の共同所有権が認められることを主張して裁判手続を提起することができる。

第 1 段落及び第 2 段落によりそのような主張をなしそのような裁判手続を提起する権利は、特許公告日後 2 年以内に、又は悪意に対しての場合は特許保護期間の満了まで、行使するものとする。

本条により提起された裁判手続及びその中に提示された主張，終局判決，又は裁判手続を終結するその他の手続は，第三者に対して効力を持たせるために，利害当事者の請求により，特許登録簿に記入するものとする。

第14条 専有終結の結果

特許の所有権が第13条に準じて変わる場合，ライセンス付与その他特許により第三者に生じる権利は，当該所有権変更の特許登録簿への記入をもって満了する。

第1段落に準じて正当な特許所有者が特許登録簿に記入される前であって，特許の不当な所有者であることが事後的に判明する者又は裁判手続の前に問題の特許のライセンスを付与されている者が，当該特許を実施している又はその目的のために有効で決定的な手段を講じている場合は，当該人は，裁判手続に従うことを条件として，正当な特許所有者に非排他的ライセンスの付与を請求することができる。

そのような請求は，先の所有者として登録簿に記入されている者の場合は2月の期間内に，ライセンシーの場合は4月の期間内に，提出することができる。当該期間の起算は，庁が正当な特許所有者の特許登録簿記入日として利害関係人に通知する日からとする。

第2段落により付与されるライセンスは，適正な期間にわたり公正な条件の下で付与されるものとする。そのような期間と条件を決定するに当たり，強制ライセンスの付与に係る規定を類推により適用するものとする。

第2段落及び第3段落の規定は，特許所有者又はライセンシーが，特許実施の開始又はその実施の真摯な準備に際して悪意により行為したものであった場合は，適用されない。

第15条 発明者の表示

発明者の名称は，特許証に表示される。発明者は，特許証に発明者として表示されることを出願人又は特許権者に請求する権利を有する。

第3部 従業者発明

第1章 従業者発明

第16条 従業者発明

本法の適用上、従業者発明とは、特許又は実用新案証による保護に適格の発明である。

技術改善提案は、特許又は実用新案証による保護に適格ではない。

本法の適用上、従業者とは他人にサービスを提供する者であって使用者により特定される任務遂行に当たる者であり、私法上の契約又は同様の性質の法的関係の規定により使用者に対して個人的責任を有する。無報酬で特定就労予定に拘束されない実務研修中の訓練生及び学生も、本法により従業者とみなされる。

第17条 職務発明及び自由発明

本法の適用上、従業者発明は、職務発明又は自由発明に分類される。

職務発明とは、従業者によりなされる発明であって、民間企業若しくは公共事業における雇用期間中に、課せられた業務を義務として遂行する上でなされるもの、又は、その発明が民間企業若しくは公共事業の経験及び事業活動に依存するところ大であるものである。

第2段落にいう発明の範疇に入らない従業者発明は、自由発明とみなすものとする。自由発明は、第31条及び第32条の規定に従う。

第18条 職務発明と報告義務

職務発明をなした従業者は、発明を使用者に対して遅滞なく文書で報告する義務を負うものとする。発明が2人以上の従業者によりなされた場合、当該報告は共同でなすことができる。使用者は、当該報告書の自己による受領日を当該報告者に遅滞なく文書で通知するものとする。

従業者は、当該報告書において、技術的課題、その解決法及び当該職務発明が実現された方法の開示を要求される。従業者は、当該発明の理解の促進のために、使用者に対して、(あれば)発明の図面を提供するものとする。

従業者は、更に、自己の利益源である企業の経験と業務活動を特定するものとする。すなわち、他の従業者たちの寄与事項、当該寄与の性質、自己の業務に関して受けた指導事項、及び、自己自身によるものとみなす寄与事項を特定するものとする。

使用者は、従業者の報告書の受領日から2月以内に、報告書内の訂正必要事項と自己がみなす箇所を従業者に伝えるものとする。使用者が当該2月の期間内に報告書の訂正の請求を怠る場合、第2段落にいう報告書は、所定の条件が欠けていても法的に有効なものとみなされる。

使用者は、従業者が本法に準じて報告できるように必要な援助を提供する義務を負う。

第19条 発明に対する使用者の権利

使用者は、職務発明に対して、部分的又は全面的に、権利を主張することができる。

使用者は、自己の主張を文書で従業者に通知するものとする。そのような主張は、従業者報告の使用者による受領日から4月以内になされなければならない。

第 20 条 主張の効力及び結果

使用者が、職務発明に係る所有権を全面的に主張する場合は、その旨の宣言の文書による通達を従業者がなすことを条件として、当該発明に係るすべての権利は使用者に譲渡されるものとする。

使用者が、職務発明に係る所有権を部分的に主張する場合は、使用者は自己の部分的主張に基づき発明を実施することができる。使用者によるそのような実施が従業者による自己の発明の更なる実施を相当妨げる場合は、従業者は、使用者が 2 月の期間内に当該職務発明全体の所有権を承継するか、又は権利を放棄して従業者の自由発明とするか、の何れかを請求することができる。

使用者が職務発明に係る主張をなす前に、職務発明に関して従業者によりなされた取決はそれが使用者の権利を侵害する場合は、当該使用者を拘束しないものとする。

第 21 条 自由発明になる職務発明

次の何れかの場合は、職務発明が自由発明になるものとする。

- (a) 使用者が陳述書で職務発明の自己の権利を放棄する場合
 - (b) 使用者が職務発明の一部に対する主張をなす場合
 - (c) 使用者が、第 18 条による従業者報告の受領に対して 4 月以内に職務発明に対する主張をなさなかった場合、又は第 20 条第 2 段落による請求に対して 2 月以内に応答しなかった場合
- 第 1 段落 (b) により発明が自由発明となった事実は、使用者が第 20 条第 2 段落により発明を実施する権利を阻害するものではない。

従業者は、第 31 条及び第 32 条に拘らず、自由発明となった職務発明を自由意志で処分することができる。

第 22 条 全所有権主張の場合の補償

使用者が、職務発明に係る所有権を全面的に主張する場合は、従業者は使用者に対して適切な補償を求める権利を与えられる。

補償額の算定においては、特に職務発明の経済的商業的利用性、従業者の企業内任務、及び発明に対する企業の寄与に対して適正な配慮がなされなければならない。

第 23 条 部分所有権主張の場合の補償

使用者が職務発明に対して部分所有権を主張し当該発明を実施する場合は、従業者は適切な補償を求めることができる。そのような補償額の算定においては、第 22 条第 2 段落を適用するものとする。

職務発明に対する主張を陳述した後、使用者は当該発明が保護に値しないと申立により補償金の支払を避けることはできない。庁又は、庁が告訴されている場合は、裁判所が、発明が特許を受ける権利がないと決定する場合は、従業者は補償金を請求することができない。従業者がそのような補償に対する権利を行使することができるのは、発明の特許性に係る決定が既判事項になるまでである。

第 24 条 規則における補償金の計算及び仲裁手続

従業者発明に係る補償金の料率及び不合意の場合に取るべき仲裁手続は、本法の制定後 3 月以内に労使専門機関に諮問した後、労働社会保障省により公布される「規則」において決定されるものとする。

第 25 条 補償金計算方式

補償金の額及び支払方式は、使用者が職務発明に対して全面的又は部分的所有権を主張した後に、第 24 条に示す「規則」の規定に準じて当事者により決定されるものとする。

当事者が、「規則」の規定に準じて 30 日以内に補償金額及び支払方式の決定に係る合意に達することができない場合、その不合意は 60 日以内に仲裁により解決するものとする。

裁定は当事者双方を拘束するものとする。

2 人又は 2 人以上の従業者が職務発明に寄与している場合は、補償金の額及び支払方式は、「規則」の規定により各人個別に決定されるものとする。

雇用契約の規定中、従業者に有利なものが適用されるものとする。

第 26 条 使用者の国内特許出願義務

使用者は、自己に報告された職務発明につき国内特許の付与を庁に出願する権利及び義務がある。発明の保護が実用新案証をもってなす方が適切と見られる場合は、使用者は、実用新案証の出願を遅滞なく行う義務を負う。

そのような出願をなす使用者の義務は、次の場合はない。

- (1) 職務発明が自由発明になった場合
- (2) 出願がなされるべきでないことに従業者が同意している場合
- (3) 企業の事業上の秘密を守る必要から出願を控える必要がある場合

全所有権を職務発明に対して主張した後に、使用者が出願の義務を果たさず従業者により設定される相応の期間内にもその義務を遵守しない場合は、従業者は使用者の名義で使用者の代理として当該職務発明につき庁に出願することができる。

職務発明が自由発明になった場合は、従業者は自己の名義で出願する権利がある。使用者が当該職務発明の保護につき既に出願済の場合は、当該出願の結果である権利は、当該発明が自由発明になる時に従業者に移転するものとする。

第 27 条 外国における職務発明の出願

使用者は、職務発明に対する全所有権を主張することにより、外国において当該発明の保護を出願する権利を有する。

使用者は、自己が特許の取得を希望しない外国については、職務発明の権利を放棄して従業者に解放する義務を負い、従業者が当該国において特許出願できるようにするものとする。当該発明は、従業者が国際条約による優先権の期限の利益を享受できるように相応の期間内に自由発明として宣言されるものとする。

使用者は、自己が発明を放棄して従業者が発明の特許証を取得できるようにした外国において、相応の補償をすれば当該職務発明を実施するための非排他的ライセンスを自己のために留保することができ、関係国における権益の保護を請求する権利を有するものとする。

第 28 条 特許付与手続中の当事者相互の権利義務

使用者は、職務発明の特許出願に際し、従業者に対して出願及びその添付書類の複写を提供するものとし、従業者の請求があれば、当該出願手続の進捗状況につき従業者に連絡を欠いてはならない。

従業者は、自己の使用者が特許を取得するのを援助し、その目的のために必要な情報を提供する義務を負う。

第 29 条 特許出願又は特許による義務

使用者が、職務発明に対する相応の補償についての従業者の請求に応じる前に、特許出願手続を中止する又は特許保護を権利放棄する意図である場合は、従業者に対して適宜伝達するものとする。従業者の請求及び支払を受けて、使用者は特許権を従業者に譲渡し、特許を取得維持するために必要な文書を従業者に譲渡しなければならない。使用者は、従業者が本件についての伝達の受領から 3 月以内に応答しない場合は、特許出願又は特許による権利を放棄する権利を有するものとする。

使用者は、前段落でなされる伝達と同時に、相応の補償をもって職務発明の非排他的ライセンスを自己に留保することができる。

第 30 条 特許出願を差し控えること

使用者は、企業の利害のために必要の場合、自己に報告された発明が、法律的には特許を受けることができるものと信じられる場合であっても、特許出願を差し控えその発明の秘密を保つことができる。

前段落の発明についての補償を決定するに際し、発明に対する特許を取得しないことで従業者に及ぶ潜在的経済損失、不利益も斟酌されなければならない。

第 31 条 自由発明と通知義務

雇用契約期間に自由発明をなした従業者は、使用者に遅滞なく通知するものとする。従業者は、当該通知において、発明及び、必要な場合は、発明の実現に係るすべての詳細を提出するものとする。使用者が、当該発明が実際に自由発明であるか否かを判定するために必要とするかも知れないからである。

使用者が、自己に通知された発明が自由発明である旨の従業者の主張に対して、当該通知後 3 月以内に文書で争わない場合は、その後に当該発明が職務発明である旨の主張をすることができない。

発明が使用者の事業分野で実施不能であることが明白な場合は、使用者に自由発明を通知する義務はないものとする。

第 32 条 申出義務

発明が使用者の企業の事業活動分野のものである場合、又は使用者の企業がその発明分野で成果を上げるべく鋭意努力をしている場合は、従業者は、自己の契約期間に自由発明の更なる実施を別途図る前に、使用者が非排他的に相応の条件で発明の利益に与かることの申出義務を負う。従業者は、そのような申出を第 31 条第 1 段落の規定に準じてなされる通知と共になすことができる。

使用者は、当該申出の受領後 3 月以内に応答しない場合は、その件に関して優先権を失うものとする。

使用者が当該申出を前段落に規定の期間内に受諾する場合であって、その条件が受諾可能でない場合、裁判所が両当事者の請求により条件を決定するものとする。

重要な変化が発生し、合意金額その他の面を決定した条件に影響が及ぶ場合は、当該従業者の使用者は、合意条件を新しい状況に適合させるよう裁判所に請求することができる。

第 33 条 技術改善提案

本法の規定に準じて、特許証又は実用新案証による保護の対象にならない技術改善提案については、使用者は、自己が当該従業者の通知した当該改善提案を実施するのであれば、従業者に相応の補償額を支払う義務を負う。職務発明の報告義務に関する第 18 条の規定及び補償金の算定に関する第 22 条及び第 25 条の規定が、類推により適用される。

技術改善提案に関する他のすべての事項は、個別的又は集団的雇用契約により規定されるものとする。

第 2 章 従業者発明に係る共通規定

第 34 条 従業者発明に係る規定の強制的性質

従業者に係る本法の規定は、従業者に不利に修正することはできない。従業者発明に係る合意事項は、職務発明の場合は特許出願がなされた後に、又は自由発明及び技術改善提案の場合は使用者に対する通知の後に、許可されるものとする。

第 35 条 衡平遵守の要件

職務発明、自由発明又は技術改善提案に係る使用者と従業者の間の合意事項は、明らかに不衡平である場合は、従業者発明に係る強制的規定には違反しなくても、無効とする。この規則は補償金額にも適用されるものとする。

合意事項又は補償金額の衡平に係る異議が、雇用契約終結後 6 月以内に文書で提起されない場合は、衡平に係る債務についてはその後は提起することができない。

第 36 条 守秘義務

使用者は、従業者の合法的な利害により必要とされる期間にわたり、自己に報告又は通知された従業者発明に係る情報の守秘義務を負うものとする。

従業者は、職務発明が自由発明にならない限り、職務発明の守秘義務を負うものとする。

使用者又は従業者以外の者であって、本法に基づくある発明を関知する者は、その発明を実施することも他人に開示することもなしてはならない。

第 37 条 義務の効力

雇用関係下の使用者及び従業者に生じる一般的義務は、発明が自由発明になること以外の効力の伸展が生じない限り、従業者発明又は技術改善提案に係る規定により影響を受けないものとする。

従業者発明及び技術改善提案に係る規定から生じる権利義務は、雇用関係の終結により影響

を受けないものとする。

第 38 条 従業者の先買権

使用者が破産し、破産管財人が企業とは別に発明の処分を希望する場合は、従業者は、自己の職務発明であって使用者が全所有権を主張した発明を取得する先買権を有するものとする。従業者の発明又は技術改善提案から発生する受取補償金額は、優先的債権とみなされるものとする。2 又は 2 以上のそのような債権がある場合は、破産管財人が当該債権を比例配分するものとする。

第 3 章 公共事業体の従業者によりなされる発明

第 39 条 公共事業体の従業者の発明及び技術改善提案

私的契約関係下の従業者の発明及び技術改善提案に適用される規定が、私的合意事項を害することなく、国有企業その他公共企業体及び外郭団体の従業者の発明及び技術改善提案にも同様に適用されるものとする。その発明及び技術改善提案が一般予算によるか若しくは追加予算によるか又は個人の予算によるかを問わない。

第 40 条 軍人の発明

公共事業体の従業者に係る規定が、軍人によりなされる発明及び技術改善提案にも同様に適用されるものとする。

第 41 条 大学職員の発明

第 39 条及び第 40 条の規定に拘らず、大学教職員により大学又は高等教育機関における学問研究中になされる発明は、自由発明とするものとする。

そのような発明には、第 31 条、第 32 条及び第 34 条は、適用されないものとする。大学教職員の概念は、高等教育法により決定されるものとする。

発明をもたらした研究に用いられた特定器材手段の利用便宜を、当該教育機関が提供した場合は、当該大学教職員は、その発明の実施を当該教育機関に文書で通知するものとし、当該機関の請求に対して、その実施方法及び取得利益額を明示するものとする。当該教育機関は、この通知文書から 3 月以内に、当該発明からの利益の相応の取り分を請求することができる。ただし、当該取り分は、当該機関により負担された費用を超えてはならない。

第4部 特許付与

第1章 特許出願及び出願要件

第42条 特許出願及び添付書類

特許を取得するためには、本法の施行規則が決定する様式と内容に準じ次の事項を構成する出願を提出することが必要である。

- (a) 願書
- (b) 発明の主題の明細書
- (c) 保護が請求される発明の構成要素に係るクレーム
- (d) 明細書、クレームにいう図面
- (e) 要約
- (f) 出願手数料の納付を示す領収書

追加の特許が、第121条に準じて出願される場合、原特許の番号又は当該追加が言及する特許出願の番号を表示するものとする。

特許出願の有効性は、本法に所定の出願手数料を、出願日から遅くとも7日以内に納付することを条件とし、この旨の出願人に対する追加通知の必要は認めない。当該期限内に出願手数料の納付がない場合は、出願が取り下げられたものとみなされる。

出願時に又はその後に序に提出される書類は、本法の施行規則の規定に準じるものとする。明細書及びクレームは、出願と同時に英語、フランス語又はドイツ語で提出することができる。明細書及びクレームのトルコ語への翻訳文につき及びトルコ語翻訳文の序又は序指定の当局への提出につき、1月の期間が与えられるものとする。この旨の出願人に対する追加通知の必要はない。当該トルコ語翻訳文の提出については、施行規則に規定の手数料の納付を要する。

第43条 出願日の決定

特許出願日は、出願人が、施行規則に規定の様式により作成された次の書類を序又は序指定の当局に対して提出する日、時間、分とする。

- (a) トルコ語又は第42条に規定の外国語の1による願書、明細書及び1又は2以上のクレームであって、本法及び施行規則に規定の方式要件を満たさない場合も含む。
- (b) 明細書、クレームにいう図面

特許出願の審査の間に、特許が請求されている発明の主題が、原出願の内容が拡大するように、全面的又は部分的を問わず変更される場合は、当該変更の請求日を出願日とみなすものとする。

第44条 出願に発明者を表示する義務

出願には発明者を表示するものとする。出願人が発明者又は単独発明者でない場合は、出願人は、特許出願権を発明者からどのように取得したかを願書上に陳述するものとする。

発明者が記載されていない又は特許出願権をどのように取得したかの陳述がなされていない場合は、出願の審査は開始されないものとする。

第 45 条 発明の単一性

特許出願に係るものは、単数の発明であるか、又は包括的性質の主要発明概念を共有し当該主要発明概念により結ばれた一群の複数の発明の何れかである。

前段落に準じない出願は、施行規則に定める規定により分割出願に分けられる。

各分割出願は、主題が原出願の範囲内に留まる限り、原出願と同一の出願日を有するものとする。原出願につき優先権が主張されている場合は、各分割出願は、原出願につき主張されている優先権を享受する。

第 46 条 明細書の明瞭性

明細書は、技術の熟練者が当該発明を実施できるように十分に明解な用語で記述するものとする。

発明が、微生物学的方法に係る場合であって、関連の微生物が利害関係人の手が届かないものである場合の明細書は、次の条件が満たされる場合に前段落に規定の要件を満たすものとみなされる。

(a) 明細書が微生物の特徴に係る情報を包含する。

(b) 出願人が、出願日以前に、国際条約に準じて設立された授権機関に微生物の培養を寄託している。

当該機関は、第 55 条第 2 段落に規定の出願公開に掲載されるものとする。

第 47 条 特許クレーム

出願は、1 又は 2 以上のクレームを包含するものとする。

クレームは、保護が求められる発明の特徴を定義するものとする。各クレームは、要点を明瞭簡潔に述べるものとする。クレームは、出願に基づくものとする。クレームは、明細書に説明された発明主題の範囲を超えることができない。クレームの作成は、施行規則の規定に準じるものとする。

出願人は、クレームの記載は、施行規則の規定又は別の様式に準じてなすことができる。

第 48 条 要約

要約は、技術情報を提供する目的のみに資するもので、他の目的に利用することはできない。

特に、要約は、保護の範囲を定義し技術水準の範囲を決めるために利用されてはならない。

庁は、第三者により良い情報を提供するために必要とみなす場合は、要約を修正することができる。その修正は出願人に通知されるものとする。

第 49 条 国際条約による出願から発生する優先権

パリ条約加盟国の国民である自然人又は法人、又はその国民でない場合は、当該国に居所若しくは営業中の事業所を有する自然人又は法人は、トルコにおける特許又は実用新案証の出願のための当該国の授権機関に対する特許又は実用新案証付与の出願日から 12 月の優先権を享受するものとする。

前段落に規定の 12 月の期限内に行使されない優先権は、無効とみなされる。

前段落に規定の期限内に優先権を主張する出願がなされる場合、第三者によるすべての出願及びその結果付与される特許及び実用新案証は、優先日から無効と宣言されるものとする。

第 2 条第 2 段落に規定の相互主義の原則を享受する諸国の国民である自然人又は法人は、本条の規定により優先権を享受するものとする。

パリ条約加盟国の国民である自然人又は法人が、パリ条約非加盟国で有効な出願をなした場合、その者は、当該出願につき本条の規定により優先権を享受するものとする。

当該優先権は、特許又は実用新案証の出願日から発効するものとする。

第 50 条 博覧会出品から発生する優先権

第 49 条第 1 段落の意味の範囲内の自然人又は法人であって、トルコにおいて開催される国内若しくは国際博覧会、又はパリ条約加盟国で開催される公式若しくは公認の国内若しくは国際博覧会で、特許若しくは実用新案証により保護される製品を展示出品した者は、特許若しくは実用新案証の出願が当該博覧会における展示出品日から 12 月の期間内になされることを条件に、優先権を主張する権利を有する。

特許若しくは実用新案証の主題である製品が博覧会で正式の開会日の前に展示される場合は、優先権の起算は、当該製品がその博覧会で最初に展示された日からなされるものとする。第 49 条第 2 段落及び第 3 段落を類推により適用するものとする。

第 1 段落の意味の範囲内によるトルコにおける博覧会の主催者は、出展者に対して、製品を明瞭にかつ綿密に確認する書類を交付するものとし、この確認書には、当該製品を側面、前部、後部及び底部から見る写真を少なくとも 4 枚含むものとし、当該製品の型及び当該製品がその博覧会に最初に展示された月日並びに当該博覧会の正式開会日を特定するものとする。外国で展示された製品に係る優先権を享受するためには、第 3 段落に規定されている証拠書類を提出することが必要であるものとし、当該書類は展示がなされた国の関係当局から入手すべきものとする。

特許若しくは実用新案証の出願がなされている又は特許若しくは実用新案証が付与されている製品は、トルコで開催される博覧会で展示されること及び当該博覧会の閉幕後に原産国へ返還されることを妨げられてはならない。

博覧会に展示された製品と同一又は類似の主題に係る特許又は実用新案証に対する 2 以上の出願がなされている場合、最初にそのような製品を展示出品した出願人又は、双方若しくは全出展者による同時出品の場合は、最初に自己の出願をなした者が、優先権を享受するものとする。

第 51 条 優先権の効力

第 49 条及び第 50 条から生じる優先権は、優先権主張の出願の提出日から効力を有するものとする。

第 52 条 優先権の主張及び立証

優先権の享受を希望する出願人は、自己の出願と同時に又は自己の出願日から 2 月以内に優先権の主張を提出するものとする。優先権主張が出願日から 3 月以内に具体化されない場合は、そのような優先権享受の主張はなされなかったものとみなす。

当該出願が複数の国でなされているという事実拘らず、1 の外国における特許出願につき複数の優先権主張をなすことができる。

複数の優先権主張を同一の特許出願についてなすことができ、複数の優先権が主張される場

合は、期限は最先の優先日から起算する。1 又は 2 以上の優先権が主張される場合、当該優先権の範囲は、当該優先権が主張される出願により決定される。

当該優先権の基礎である出願のクレームが、その優先権を主張してなされる出願に係る発明の若干の特徴を含まないものであっても、当該優先権の基礎である出願の明細書に発明の当該特徴が明示的に確実に含まれている限り、当該主張に対して依然として優先権が付与されるものとする。

第 2 章 出願の審査

第 53 条 出願の拒絶

出願日は、出願が第 43 条に規定の条件を遵守することを条件として、及び出願手数料が納付されることを条件として確定となる。庁は、出願が第 43 条に規定の条件を遵守しない場合、若しくは出願手数料が 7 日以内に納付されない場合、又は第 42 条に示す外国語の 1 により提出された明細書及びクレームのトルコ語翻訳文がその後 1 月以内に提出されない場合は、出願を拒絶しその旨を利害関係人に通知するものとする。

第 54 条 方式要件に係る審査

出願日が確定したときは、庁は、出願が第 42 条から第 52 条まで及び施行規則に定める方式要件に適合するか否かを審査するものとする。

特許の明細書、クレーム及び図面が特許性要件に適合するか否かは、本審査の対象範囲外とする。

庁は、第 6 条及び第 10 条に則して出願の主題が、特許性がない主題及び発明に該当するか否か並びに産業上利用可能であるか否かを審査するものとする。ただし、出願の対象である発明が明白にかつ問題なく新規性及び産業上の利用可能性の特性を欠く場合は、庁は、出願人の反論を聴取した上で、拒絶の理由を通知して出願を拒絶するものとする。

審査を経て、第 53 条に則して方式上の瑕疵が発見されたか又は出願の主題が特許性のある発明ではないとの結論が下された場合は、審査手続は中断され、出願人は、規則に定める期間内に当該瑕疵を是正するか又は異論を庁に通知するよう要求されるものとする。

当該手続の過程において、出願人は、クレームを補正すること又は出願を 2 以上の分割出願に分割することができる。

庁は、出願の主題が特許保護の対象となる発明ではない旨の庁の決定に対して提起された異論が容認可能であると認めないとき又は当該瑕疵が規則に定める条件及び方式要件に従って是正されていないときは、クレームを考慮して、出願を全面的又は部分的に拒絶するものとする。

本条に従って庁が行った審査により方式要件に係る瑕疵が存在しないことが明らかになった場合又はかかる瑕疵が本法の要件に従って適正に是正されたときは、庁は、出願人に対し、技術水準に関する調査の実行を求める請求が既に提出されていない場合は第 56 条に定める期間内にこれを提出するよう出願人に通知するものとする。

通知宛先に変更がある場合は、この宛先変更を書面により庁に通知しなければならない。かかる通知を行わなかった場合は、庁において現在利用可能な宛先に送付された通知を有効とみなす。

第 55 条 出願の公開

出願は、出願日から、又は、主張される優先日から 18 月の期間の経過後、施行規則による公開時に公衆の閲覧に供され、第 54 条による方式要件遵守に係る審査の庁による完了後及び技

術水準の調査を行うことについての請求の第 56 条による提出後に、公開される。

出願は、施行規則に規定の様式及び条件に従い、全ての詳細を伴って関係公報で定期的に公開される。

出願人の請求があれば、出願は、第 1 段落にいう 8 月の期間が経過していなくても、本条の規定により公開される。

第 56 条 技術水準に係る調査を行うことの請求及び調査手数料の納付

出願日後 15 月以内に、出願人は、技術水準に係る調査を行うことの請求を庁に提出するものとし、当該手数料を納付するものとする。

優先権が主張されている場合は、当該期間は優先日から起算する。

第 54 条第 6 段落により通知がなされる時に第 1 段落に規定の期間が既に満了している場合は、出願人は、当該通知に続く 1 月以内に技術水準に係る調査を行うことの請求を提出するものとする。

出願人が、本条の規定に準じて技術水準に係る調査を行うことの請求を提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

追加の特許の出願についての技術水準に係る調査を行うことの請求ができるのは、そのような請求が主特許の出願と同時になされる場合、又は追加の特許の先の出願について調査が既になされている場合若しくは請求がなされている場合のみである。第 1 段落と第 4 段落の規定は追加の特許にも適用されるものとする。

第 57 条 技術水準に係る調査報告書の作成、通知及び公開

庁は、第 54 条の規定による出願の審査の後、第 56 条に準じて出願人により提出される技術水準に係る調査を行うことの請求を受けた上、技術水準に係る調査を行うものとする。

技術水準に係る調査報告書は、出願の主題を構成する発明の新規性及び進歩性の特徴の評価において検討されるべき技術水準の要素を含むものとする。

調査報告書は、庁又は国際的に認知された調査機関の中から庁が指定した調査機関により、明細書、(あれば)図面及びクレームに照らして作成されるものとする。

調査報告書は、それが作成された後に出願人に通知されるものとする。調査報告書に引用される引例特許及び刊行文献の複写は、報告書と共に出願人に送達されるものとする。

調査報告書は、出願人に対する通知に続き、第 59 条により出願人に対して認められる 3 月の期間の後に、庁により公開されるものとする。

実体審査を伴う特許付与制度又は伴わない特許付与制度から、出願人が選択した方が、技術水準に係る調査報告書が公開される公報において公開されるものとする。

調査報告書が作成される時に、特許出願が事前に公開されていなかった場合は、調査報告書は特許出願と共に公開されるものとする。

第 58 条 欠陥の理由による調査報告書作成の不可能

明細書又はクレームにおける十分な明瞭性の欠如が、技術水準に係る調査報告書の作成を、全面的又は部分的に、妨げる場合は、庁は、出願人にそのような欠陥を修正するよう請求するものとする。欠陥が、施行規則に規定の期間内に、出願人により修正されない場合は、庁は、調査報告書が作成され得ない旨の庁の決定を出願人に通知するものとし、異議を述べる出願

人の権利を当該人に伝えるものとする。部分的欠陥の場合は、十分に明瞭なクレームについては、調査報告書が作成されるものとする。

第 59 条 実体審査制度の選択

出願人は、第 62 条の規定による特許性要件に係る審査を庁がなし得るように、当該人が実体審査による特許付与制度を選択している旨について、自己に対する調査報告書の通知後 3 月以内に庁に宣言するものとする。そのような宣言が当該期間内になされない場合は、実体審査によらない特許付与制度が選択されたものとみなされる。

第 3 章 実体審査によらない特許付与制度

第 60 条 実体審査によらない特許付与

第三者は、関連文献を添付し、施行規則に規定の様式で調査報告書の公開日後 6 月以内に、調査報告書の内容に係る所見を庁に提出することができる。

第三者が調査報告書に係る自己の所見を提出することができる期間の満了時、庁は、第三者により提出された裏付書類と共に調査報告書に係るそのような意見書を出願人に通知するものとする。

出願人は、第 2 段落による第三者によりなされる所見の自己への通知日後 3 月以内に、調査報告書に係る自己が第三者の所見に対応するのに関連あるものとみなす所見をなすことができ、自己が必要とみなす場合は、クレームを補正することができる。

庁は、出願人が第 57 条により作成された技術水準に係る調査報告書に関する自己の所見を提出することができる期間の満了後は、実体審査によらず、調査報告書又は第三者の所見を審理することなく、特許付与を決定することができる。

当該決定による所定手数料の納付により、庁は、7 年期間の特許証を交付し、当該特許証の交付を関連公報で公告するものとする。

特許及び、技術水準の調査報告書に係る書類並びに当該調査報告書に係る第三者により提出された意見書は、公衆の閲覧に供するものとする。クレームの如何なる補正事項も、当該補正日を付して、公衆の閲覧に供するものとする。

国は、実体審査によらず付与された特許の主題の有効性及び有用性を保証しない。実体審査によらず付与された特許を後日実体審査に付すには、その旨の請求の提出が必要となる。当該請求は、出願日から 7 年以内に特許権者又は第三者により提出する。実体審査手数料は、実体審査請求を提出した当事者により納付されるものとする。

実体審査請求が、出願日から 7 年以内に提出されない場合は、当該特許に対する権利は消滅する。7 年の期間経過後、実体審査請求は提出することができない。

実体審査による特許付与に関する第 62 条の規定は、実体審査請求が出願日から 7 年以内に提出された場合に適用され、第 62 条第 2 段落の規定により特許性要件についての第三者の異議申立を許容するためには、実体審査によることなく付与された特許についての実体審査請求が関連公報に公告されるものとする。

第 61 条 実体審査によることなく付与された特許の公告刊行

特許の交付は、当該公報に公告し、公告には、次の事項を含むものとする。

- (a) 特許番号
- (b) 発明の分類記号
- (c) 発明の主題を説明する名称
- (d) 特許権者の名称，国籍及び住所
- (e) 要約
- (f) 特許出願及び出願に対する補正事項が公告された公報の発行番号及び日付
- (g) 特許交付日
- (h) 特許，調査報告書及び調査報告書に係る第三者により提出された意見書並びに出願人の抗弁に関する文献の閲覧の可能性の記載
- (i) 特許が実体審査によらず付与されている旨の記載

各特許は，分冊の様式で庁により刊行され，請求により配布され，必要な場合，印刷は複写により行うことができる。

第 1 段落にいう事項に加え，個々の分冊は，明細書，クレーム，図面全体，及び，技術水準に係る調査報告書の全文，並びに，実体審査によらない特許付与の決定が公告された公報の発行番号を含むものとする。

第 4 章 実体審査による特許付与制度

第 62 条 実体審査による特許付与

特許出願及びその要件に係る，並びに出願の方式審査に関する第 42 条から第 58 条までの規定は，実体審査による特許付与制度にも適用されるものとする。

技術水準に係る調査報告書の公開に続く 6 月以内に，第三者は，施行規則に規定の様式により，新規性若しくは進歩性の欠如又は明細書の不備を含む特許性要件の不遵守を主張することにより，特許付与に対して異議申立をすることができる。当該異議申立には，その主張を裏付ける証拠書類を添付し，異議申立を文書化するものとする。

技術水準に係る調査報告書の公開に続く 6 月以内に，実体審査により特許取得を希望する出願人は，庁に対して，発明の主題が明解に説明されているか，発明が新規であり進歩性を含むか否かを決定するよう請求するものとする。そのような審査を行うについては，第三者に異議申立を認める 6 月の期間の満了及び，施行規則に規定の審査手数料の納付を条件とする。審査手数料は，第 2 段落に規定の期間内にいつでも納付することができる。

第 2 段落の規定に準じて第三者により異議申立が提起される場合，すべての当該異議申立及びその証拠書類は直ちに出願人に通知される。出願人は，提起された異議申立に対して，異議申立の提起に許される期間の満了に続く 3 月以内に応答することができ，また，請求により，当該期間に追加される 3 月以内に応答することができる。出願人は，提起された異議申立を排除する目的で自己の抗弁を裏付ける理由を提出することができ，また，必要とみなす場合は，明細書，図面及びクレームを補正することができる。

庁は，第 4 段落に規定の期間の満了後に特許性要件の遵守に係る審査を開始するものとする。出願人が規定の期間内に提起された異議申立に対して応答しないことは，審査開始の妨げとはならない。

庁は，出願を審査後，出願が欠陥を有するか，又は特許性要件を満たすか，につき決定するものとする。庁は，その決定を根拠付けるために裏付事項を引用するものとする。庁は，当

該審査をクレームの内容に限定するものとする。

庁は、出願が欠陥を有するか特許性要件を満たしていないかについて庁が決定した審査報告を出願人に通知し、その審査報告の裏付事項を引用するものとし、出願人に、欠陥を修正し、クレームを補正する又は審査報告に対して抗弁する6月を認容するものとする。

出願人は、庁の審査報告に表明された不利な所見を排除する目的で根拠ある意見書を提出することができるが、当該人が必要とみなす場合は、出願を補正することができる。

庁は、出願人により提出された意見書及び、出願の補正事項を審査し、庁が、当該審査報告の出願人に不利な所見を擁護すべきと決定する場合は、庁の決定を根拠を添えて出願人に通知し、抗弁を提出するための3月の期間を出願人に認容するものとする。

出願人は、審査のこの段階で、当該不利な所見を排除する目的で自己の意見書を提出することができるが、必要とみなす場合は、出願を補正することができる。

庁は、出願人の意見書及び出願の補正事項を審査後に、庁の最終決定に達するものとする。

庁の決定は、クレームのすべてについて又は一部分を対象に特許を付与することができる。

審査の上、庁の判断で、出願が特許性要件を満たし異議申立が提起されていない場合は、庁は、特許付与を決定し、その旨を出願人に通知するものとする。

当該決定による必要手数料の納付を得て、庁は出願された特許を交付するものとする。

実体審査による特許付与の制度下で、国家は付与された特許の主題の有効性及び実用性を保証するものではない。

第63条 実体審査により付与された特許の公告刊行

特許の付与は、関連公報で公告されるものとし、当該公告は、次の事項を含むものとする。

- (a) 特許番号
- (b) 発明の分類記号
- (c) 発明の主題を説明する名称
- (d) 特許権者の名称、国籍及び住所
- (e) 要約
- (f) 特許出願及び出願に対する補正事項が公告された公報の発行番号及び日付
- (g) 特許交付日
- (h) 特許、調査報告書、及び実体審査に係る庁の決定であって新規性、進歩性の特徴及び明細書の適正さ並びに審査過程で提起された異議申立についての庁の判断を明示するものに係る書類の閲覧の可能性
- (i) 特許付与が新規性及び進歩性の実体審査の後になされた旨の記載

各特許は、分冊の様式で庁により刊行され、請求により配布される。必要の場合、印刷は複写により行われる。

第1段落にいう事項に加え、個々の分冊は、明細書、クレーム、図面全体、及び技術水準に係る調査報告書の全文、並びに、特許付与の決定が公告された公報の発行番号を含むものとする。

第5章 特許出願の方式手続

第64条 クレームの補正

綴りの誤記又は異なる書類の提出などの自明な誤謬の補正を除き、クレームは、付与手続中に限り、本法がそのような補正を特定して許す場合にのみ、補正することができる。

出願人は、出願における権利を有し特許登録簿に記入されている者の承諾を得る必要なく、前段落によりクレームを補正することができる。

出願の範囲は、クレームの補正を通じて拡大することはできない。

第65条 特許出願を実用新案登録出願に変更すること

出願人は、出願の主題が、自己が次の各項に規定の条件を遵守することを前提として、実用新案証の付与により保護されることを請求することができる。

(a) 実体審査によらない特許付与の場合は、当該請求は、第60条第1段落により調査報告書に係る所見の提出について認容される期間の満了に至るまで提出することができる。

(b) 実体審査による特許付与の場合は、そのような請求は、庁により行われた実体審査に対する所見及び異議申立の提出についての第62条第4段落により認容される期間の満了に至るまで提出することができる。

変更の請求に続く実用新案証の付与による特許出願の主題の保護は、特許の原出願日から発効し、優先権が当該原出願により主張されている場合は、当該優先権を享受するものとする。

第54条の規定により行われる方式審査に続き、庁は、実用新案証の交付目的で出願を変更するよう出願人に提案することができる。出願人は、そのような提案を自由に受諾又は拒絶することができる。庁による出願変更の提案に対して、出願人が変更を特に請求しない場合は、当該提案は拒絶されたものとみなす。その場合は、出願の主題に関する特許付与につき、手続が継続するものとする。

出願が、特許の代わりに実用新案証の付与のための変更請求の確かな提出である場合は、庁は、出願が実用新案証についての出願として更に審査が遂行される旨出願人に通知し、施行規則に規定の期間内にその趣旨で提出が必要とされる書類を出願人に伝達するものとする。

出願人が、当該期間内に請求された書類の提出ができない場合は、当該変更の請求はなされなかったものとみなされ、出願は特許出願として更に手続が遂行されるものとする。

出願の変更を受諾する庁の決定であって特許出願の公開の後になされるものは、関連公報に公開されるものとする。

第66条 出願の取下

特許出願は、特許が付与される前のいつでも出願人が取り下げることができる。

第三者が特許登録簿に記入の特許出願における権利を有する場合は、当該出願は、そのような権利者の承諾なく取り下げることができない。

第67条 特許出願のファイルの閲覧条件

未公開の特許出願のファイルは、出願人の承諾書なしに第三者が閲覧することはできない。

第三者であって、出願人が当該出願人の特許出願から発生する権利を当該第三者の妨げになるよう行使する意図であることを証明できる者は、出願人の承諾なく未公開の特許出願の

ファイルを開覧することができる。

第 45 条により提出される分割出願、第 12 条により新たに提出される出願又は第 65 条により変更される出願が公開される場合は、原出願のファイルは、その公開前に出願人の承諾なく第三者が開覧することができる。

特許出願の公開の後、出願又は特許に係るファイルは、施行規則に規定の制限に従うことを条件として開覧することができる。

公開前に拒絶又は取り下げられた出願に係るファイルは、第三者が開覧することができない。

第 68 条 取り下げられた出願の再提出

第 55 条により公開された出願が取り下げられる場合、同一発明に係る新たな特許出願は提出することができない。

第 55 条により公開されなかった特許出願が取り下げられる場合、原出願人は、同一発明に係る新たな特許出願を提出することができる。ただし、保護期間の起算は、出願の最新の提出日からとする。

第 69 条 特許出願又は特許の番号を表示する義務

特許出願又は特許による自己の権利を第三者に対して行使することを希望する者は、特許出願番号又は当該特許番号を、当該第三者に対して伝達する義務を負う。

製品、ラベル若しくは包装上に、又は何らかの類の販売促進資料、広告若しくは印刷物上に表示の陳述が、特許出願又は特許による保護が存在する旨の印象を与える場合は、そのような陳述をなす者は、特許出願番号又は特許番号を表示する義務を負う。

第 6 章 特許付与後に提起された特許付与手続中の方式欠陥に対する異議申立

第 70 条 方式欠陥に対する異議申立

発明の単一性に関する第 45 条の規定を除き、第三者は、第 42 条から第 63 条までによる手続要件における方式欠陥を理由として、特許付与に対する異議申立を提起する権利を有するものとする。そのような異議申立を希望する第三者は、技術水準に係る調査報告書に対する所見を先に提出している必要はなく、実体審査による特許付与制度による異議申立を提起している必要もない。

実体審査によらず付与された特許の新規性又は進歩性の欠如は、そのような異議申立の対象たり得ないものとする。

第 71 条 方式欠陥に対する異議申立の効力

発明の単一性の主題を除き、庁が、審査中に、特許付与手続により方式的に効力を与えられるべき行為の 1 を実行することを怠る場合、又は庁が、必須の方式的手続行為を実行することを省略した場合は、提起された異議申立に応じてそのような欠陥を修正するための庁の決定は、当該欠陥が発生した手続段階に遡って、特許付与に係る当該行政行為を無効にする効力を有するものとし、その段階から進めて当該手続を再開し、当該行為をすべて改めて実行するための効力を有するものとする。

第5部 特許による権利に係る規定

第72条 特許の期間

実体審査により付与される特許の期間は、出願日から20年の延長できない期間とするものとする。

実体審査によらず付与される特許の期間は、7年とする。当該7年の期間内に実体審査の請求がなされ、そのような実体審査が行われた後に特許が付与される場合は、特許の期間は、出願日からの20年に延長されるものとする。

第73条 特許による権利の範囲

特許所有者が、特許が付与する権利の利益を受けるに当たっては、発明の場所、技術分野、及び当該製品が輸入品であるか国産品であるかを問わないものとする。

特許所有者は、自己の許可なく第三者により実行される次の行為を防止する権利を有する。

- (a) 特許製品の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有
- (b) 特許が関係する方法の使用
- (c) 実施が禁止であることが知られている又は禁止であることが知られている筈の特許方法の実施についての他人への提供申出
- (d) 特許方法により直接取得された製品の販売提供、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有

第73A条 罰則及び罰金

本法の適用範囲内において、

(a) 第44条に定める宣言に関して虚偽の宣言をなす者、製品若しくはその包装に適法に付された特許権若しくは実用新案を表示する標識を権限なしに除去する者又は自らを偽って特許出願若しくは特許の所有者として名乗る者は、1年以上2年以下の懲役(禁固刑)及び140億トルコリラ以上270億トルコリラ以下の罰金刑に処するものとする。

(b) 当該行為を行う権利を自己が有さないことを知りつつ又は知るべきでありながら、第86条に規定される権利の何れか又はかかる権利に対するライセンスを移転し、譲渡し、これに担保権を設定し若しくはこれを利用するためのその他の行為を行う者、保護されている発明の所有者でないのに又は第129条、第133条若しくは第165条に定める理由による特許保護期間の満了後若しくは特許の無効後若しくは終了後に、自己又は他人が製造するか若しくは売りに出した製品若しくはその包装に又は商業書類若しくは広告材料に、保護されている特許と関係があるかのような印象を与えるようなやり方で標識を付し又は同様の効果を狙って新聞、広告及びコマーシャル上に記載、標識若しくは表現を使用する者は、2年以上3年以下の懲役(禁固刑)及び270億トルコリラ以上460億トルコリラ以下の罰金刑に処するものとする。

(c) 第136条に定める重罪の何れかを犯した者は、2年以上4年以下の懲役及び270億トルコリラ以上460億トルコリラ以下の罰金刑に処するものとする。更に、これらの事業所を1年以上の期間閉鎖し、かつ、これらがその期間中商活動を行うことを禁じる旨の判決を下すものとする。

(a)、(b)及び(c)に掲げる違法行為が、ある企業の従業者により、自発的によるか、業務遂行上の指図によるかを問わず、その職務の遂行中に犯された場合は、各従業者、所有者若しくは管理者又はそれらの代理人及び役職如何に拘らず当該事業を実際に運営している者であつ

て、かかる違法行為を防止しなかったものは、同様に処罰されるものとする。第 136 条に掲げる違法行為が事業の運営の過程で犯された場合は、当該法人は、費用及び罰金について個別的に責任を負うものとする。トルコ刑法第 64 条、第 65 条、第 66 条及び第 67 条の規定は、当該不法行為を幫助した者に関して適用されるものとする。上記の違法行為に関する起訴は、告訴の対象となる。

刑事訴訟法 No. 1412 第 344/1 条(8)は、本条の施行について適用されないものとする。告訴の権利は、特許権が侵害された者に属するものとし、また追加的に、第 136 条に定めるものを除くすべての違法行為について序にも、また、特許権所有者の真正の身元に関する第 44 条に規定する虚偽の宣言行為について並びに特許権所有者でないのに又は保護期間の満了後、特許権の無効後、特許の終了後若しくは関係する特許の無効若しくは終了後に、保護されている意匠権との間に関係があるかのような印象を与えるやり方で標識を自己又は他人が製造し及び売りに出した製品、その包装、商業文書若しくは広告材料に付し又は同じ効果を狙って書き物、標識若しくは表現を出版又は視覚のメディアにおける広告及びコマーシャル番組に使用する行為について、消費者組合及び 1950 年 3 月 8 日の法律 No. 5590 及び 1964 年 7 月 17 日の法律 No. 507 の対象範囲に含まれる営業所にも属するものとする。重罪行為に関する訴訟手続は、当該の行為及び行為者について通報を受けた日から 2 年以内に開始するものとする。

この範囲に該当する行為に関する告訴は、緊急事項として扱われるものとする。トルコ刑法 No. 765 第 36 条の規定及び刑事訴訟法 No. 1412 の関連規定は、本法の規定に基づく特許出願又は特許から生じた権利を侵害する重罪行為の対象である商品並びにかかる商品を生産するために使用された装置及び機械類の差押、没収又は破棄に適用される。

第 74 条 特許要素の第三者による使用

特許権所有者は、第三者が、特許された発明の実施を授権されていない者に対して、当該発明の実施を可能にする特許の本質的な部分に係る要素及び手段を移転することを防止する権利を有する。本規定が適用されるためには、当該第三者が、当該要素及び手段が、発明を実施するに十分であること、当該要素及び手段がその趣旨で使用されること、又は状況から判断してそのような結果が十分に明らかであることを知っていなければならない。

前段落の規定は、前段落にいう要素又は手段が一般市場に見られる製品である場合は適用されないものとする。ただし、第三者が当該者を教唆してそのような禁止行為をなさしめる場合は別である。

第 75 条(a)、(b)及び(c)に規定の行為をなす者は、第 1 段落の意味内の特許を実施する権限のない者とはみなされないものとする。

第 75 条 特許に基づく権利の範囲の限界

次の行為は、特許により付与される権利の範囲外に留まるものとする。

- (a) 産業又は商業上の目的を欠き、かつ、私的目的に限定される行為
- (b) 特許の対象である発明を伴う実験的行為
- (c) 大量生産を伴わない薬局における処方に従った医薬の調合及び使用であって処方薬を調剤する際にのみに行われるもの及びこのように調合された医薬に係る行為
- (d) パリ条約締結国の船舶、宇宙船、航空機若しくは陸上輸送車両の製造若しくは運行における又はこれらの必要を満たすための特許発明の使用。ただし、前記の運搬具がトルコ共和国の国境内に一時的又は偶発的に存在する場合に限る。
- (e) 1944 年 12 月 7 日の国際民間航空条約第 27 条に規定する行為がある国家の航空機に係る場合も、本条の規定が当該航空機に適用されるものとする。
- (f) 薬剤に係るライセンス許諾及び必要なすべての試験及び実験を含むライセンス許諾製品

に関わる試験的活動

第 76 条 特許による権利の消尽

特許による権利は、特許権所有者により又は当該人の承諾により当該製品がトルコにおける販売に供された後に、特許保護下の製品につき、犯された行為には及ばないものとする。

第 77 条 先使用により付与される権利

特許発明の所有者は、出願日と優先日の間に、善意で、トルコにおいて発明を実施していた又は当該発明を実施すべく真摯かつ実際上の準備をなしていた何人かが、それまでと同様の方法で継続すること、又はその趣旨でなされた準備に基づき実施を開始することを禁止する権利を有さないものとする。ただし、第三者が当該特許の主題の実施をそれまでと同様の方法で継続すること、又はその趣旨でなされた準備の実施を開始することができるのは、当該企業の適正な必要事項を満たすために必要な限度までとする。発明を実施するそのような権利の移転は、当該企業自体と共に移転する場合に限られるものとする。

第 76 条にいう特許による権利は、前段落に表示の者により販売に供される製品に係る行為には及ばないものとする。

第 78 条 先の日付の特許に対する効力

特許所有者は、より早い日付を有する他の特許の侵害につき自己に対して提起された訴訟における抗弁において当該特許権を利用することはできない。

第 79 条 特許の主題の従属性

特許発明が、先の特許により保護されている発明の実施によることなく実施し得ないという事実は、有効性の障害にはならないものとする。そのような場合は、先の特許権の所有者も後の特許権の所有者も、相手方の特許の有効期間中に、相手方の承諾なく相手方の特許を実施することはできない。ただし、後の特許権の所有者が、先の特許権の所有者により先の特許の実施を授権されている場合、又は当該先行特許を実施する強制ライセンスを付与されている場合は、先の特許をも実施することができる。

第 80 条 特許実施に係る制限事項

特許発明は、法律、道徳、公共秩序、公衆衛生に反して実施され得ないものとし、その実施は、一時的、恒久的を問わず、法律により制定される禁止事項及び制限事項に従うことを条件とする。

第 81 条 法的独占

法的独占により保護される発明につき特許が付与される場合、当該独占者は、特許所有者の承諾を有する場合に限り、発明を実施することができる。その上、独占者は、自己に係る産業分野での顕著な技術進歩にまつわる発明のライセンスを取得し行使する義務を負う。

当該独占者は、当該特許発明の実施の授権を請求する権利を有するものとする。独占者が、そのような請求をなす場合、特許所有者は、独占者に対して特許の引取を請求することができる。特許発明のライセンス又は当該特許取得につき独占者により支払われる金額は、当事

者間の合意により決定されるものとする。本件についての合意が得られない場合は、当該金額は裁判所により決定されるものとする。

第 2 段落の規定を害することなく、独占の確定が特許が付与された後になされた場合は、特許所有者は、当事者により決定される金額の支払に際し、独占者に対して特許発明を実施する企業又は設備器具を取得することを請求する権利をも有するものとする。当事者が、支払われるべき補償金額につき合意に達し得ない場合は、当該金額は裁判所により決定されるものとする。

法的独占の存在の理由で実施に供され得ない特許発明は、年金納付の対象にならないものとする。

第 82 条 特許出願の公開の効力

法律に基づいて付与される特許所有者に与えられる保護は、関連公報における出願公開日から当該出願が有効に存続する間、特許出願人にも同様に与えられるものとする。

特許出願人の許可なく特許出願がなされている発明の実施をなす者が、特許出願の存在又は当該特許出願の範囲の伝達を受ける場合は、前段落にいう保護は、特許出願の公開日に先立つ期間にも同様に有効であるものとする。

特許出願の主題が微生物関係の方法に係る場合は、保護は、当該微生物が利害関係人にとり入手可能となった時に始めて開始するものとする。

当該出願が、取り下げられる若しくは取下とみなされる時又は当該出願が最終決定において拒絶された場合は、特許出願は、第 1 段落から第 3 段落までに規定の何れの効力も発さないものとする。

第 83 条 特許出願又は特許により付与される保護の範囲及びクレームの解釈

特許出願又は特許により付与される保護の範囲は、クレームにより決定されるものとする。クレームは、明細書及び図面を審査して解釈されるものとする。

クレームは、一方で特許出願又は特許の権利者の適正な保護を認め、他方で保護の範囲につき第三者に対して理に適った程度の確実性を提供するような方法で解釈されるものとする。医薬品、獣医薬品又は農業用化学物質につき特許出願がなされた場合、当該製品及び化学物質の製造販売につき許可証を発行する庁は、公衆に開示されておらず提出及び蓄積が相当の費用と努力を要する情報及び試験結果を当該製造販売のために必要としたことに鑑み、そのような情報及び試験結果を守秘するものとする。そのような情報及び試験結果を請求する当局は、その不当な使用を阻むために必要な手段を講じるものとする。

クレームは、厳密に文字通りの解釈のみにこだわらないものとする。ただし、当該特許出願又は特許の保護の範囲の決定については、特徴が、発明者により考案されてはいるがクレームに表示されておらず、当該特徴が明細書及び図面の技術の熟練者による解釈によつてのみ推測できる場合は、クレームは当該特徴を含むものとはみなされない。

侵害の申立に際し、特許出願又は特許による保護の範囲の決定がなされる場合に、クレームに含まれた要素と均等のすべての要素が、審査されるものとする。

侵害の申立に際し、ある要素が、クレームに含まれる要素と実質的に同等の機能を果たし、その機能を実質的に同様な方法で果たし、同等の結果を生じる場合は、当該要素は、一般的に、クレームに含まれた要素と均等であるものとみなされる。

保護の程度を決定するにおいて、特許付与手続中に出願人によりなされる陳述、又は特許有効期間中に特許所有者によりなされる陳述に対して、適正な配慮がなされるものとする。特許が、発明の実施態様の例又は発明の機能若しくは結果の例を含む場合は、クレームは当該例示に限定されるものと解釈してはならないものとする。特に、製品又は方法が、特許上の例示に見当たらない特長をさらに含み、そのような例示に表現された特長を欠き又、そのような例示に表現された各目的の全ては保有しないという事実は、当該製品又は方法をクレームにより付与される保護の何れからも排除しないものとする。

第 84 条 方法特許から生じる権利

製品の製造方法が特許されており、当該製品がトルコに輸入される場合、特許権者は、本法によりトルコにおける当該製品の製造につき与えられているものと同様の権利を、当該輸入製品につき享受するものとする。

特許が、新製品又は新物質の製造方法に係る場合は、反証がない限り、同一の特性を有する製品又は物質は、当該特許方法の手段により製造されたものとみなす。立証責任が、反対の申立をする者にあるものとする。

第 2 段落による反対の申立に係る法律手続においては、製造及び取引上の秘密の非開示における被告の正当な権益が適正な考慮を与えられるものとする。

第6部 特許出願又は特許に係る法的行為

第1章 共同所有権の関係

第85条 共同所有権の関係

特許出願又は特許が、2人以上の者により不分離に所有されている場合は、その結果としての共同所有権は、当事者間の合意により管轄されるものとし、そのような合意がない場合は、民法の共同所有権規定により管轄するものとする。

他人とは独立して、共同所有者の何れの者も、自己の名義で、次の行為をなすことができる。

(a) 自己に属する部分を自由に処分する。当該部分が、第三者に移転される場合は、庁は、先買権の行使を可能ならしめるために、2月以内に、他の共同所有者に通知するものとする。

当該先買権は、庁の通知日から1月以内に行使されるものとする。

(b) 当該他の共同所有者への通知を条件として発明を実施する。

(c) 特許出願又は特許の保護のために必要な手段を講じる。

(d) 共同提出された特許出願又は共同所有の特許による権利に対して何らかの違反をなす第三者に対する民法又は刑法手続を提起する。そのような法律手続を提起する当事者は、他の権利所有者に対して、当該手続の提起日から1月以内に相応に権利を通知し、当該他の権利所有者の当該手続への参加を可能ならしめるものとする。

第三者は、発明を実施するためのライセンスを、すべての権利所有者により共同でなされる決定の上で、付与されることができる。ただし、衡平の理由で、特定の状況に鑑み、裁判所は当事者の1が単独でそのようなライセンスを付与することを授権されるべきことを決定することができる。

第2章 特許出願並びに特許の移転及びライセンス

第86条 特許出願並びに特許の移転及びライセンス

特許出願又は特許は、他人に移転ことができ、相続することができる。ライセンスすることができる。特許出願又は特許は、担保を設定することができる。その場合は担保設定に係る民法の規定を適用するものとする。

特許出願又は特許に係る生存者間の行為は、証拠文書によるものとする。

第87条 非分割性

移転又はライセンスの目的については、特許出願又は特許は、2人又は2人以上による共同所有である場合でも、分割できないものとする。

第88条 契約によるライセンス

特許出願又は特許を実施、使用する権利は、国内全領域又はその一部分で効力を有するライセンス契約の主題とすることができる。ライセンスは、排他的又は非排他的とすることができる。

特許出願又は特許による権利は、前段落に規定のライセンス契約の条件に違反するライセンスに対して特許権所有者により提起される裁判手続において行使することができる。

契約が別段の規定をしていない限り、ライセンスは非排他的とする。ライセンサーは、同一の発明を他人にライセンスすることができ、特許発明を自身で実施することができる。排他的ライセンスは、他人に対するライセンスの付与を禁止するものとし、ライセンサーは、ライセンス契約において当該権利を明示的に留保してある場合にのみ、当該特許発明を実施することができる。

契約が別段の規定をしていない限り、契約によるライセンシーは、ライセンスにより付与された権利を他人に移転することもサブライセンスを付与することも許されない。

契約が別段の規定をしていない限り、契約によるライセンシーは、特許の全期間にわたり、国内全領域で、特許発明の実施に係るすべての行為を実行する権利を有するものとする。

第 89 条 情報提供義務

契約が別段の規定をしていない限り、特許出願又は特許の譲渡人又はライセンサーは、譲受人又はライセンシーに対して、発明を満足に実施するために必要な技術情報を提供する義務を負う。

秘密情報を与えられる当該譲受人又はライセンシーは、その開示を防止するために必要な手段を講じる義務を負うものとする。

第 90 条 権利の移転及びライセンスにより発生する義務

特許出願又は特許による権利を対価の取得如何を問わず移転した者又はライセンスを付与した者であって、その後、当該行為を実行する権限を有さないものと判明する者は、その結果発生する状況に係る関係者に対して責任を負うものとする。

特許出願が、取り下げられる、若しくは拒絶される、又は裁判所が特許の無効を命じる場合は、第 131 条の規定が適用されるものとする。ただし、当事者が譲渡人又はライセンサーの責任増大を合意する場合はこの限りでない。

当該譲渡人又はライセンサーは、悪意によりなされた自己の行為については何時でも、責任を負うものとする。悪意が存在するものとみなされるのは、譲渡若しくはライセンスされることになる特許出願若しくは特許に関する発明の特許性に係る、当該譲渡人若しくはライセンサーにとり入手可能な、トルコ語若しくは他の言語による報告書若しくは決定事項につき相手方が伝達されていない場合、又は、当該報告書若しくは決定事項に係る情報を含む文書が契約に明示的に記載されていない場合である。

本条により補償が主張され得る期間は、その根拠となる裁判所の決定が既判事項となる日付から起算するものとし、法律上の不特許事由に係る契約義務に関する法律の規定が適用されるものとする。

第 91 条 共同責任

譲渡された又はライセンスされた特許又は特許出願に関する発明の欠陥により第三者が不利益を受ける場合は、当該譲渡人及び譲受人、又は当該ライセンサー及びライセンシーは、共同責任を負うものとする。

契約が別段の規定をしていない限り、前段落により責任を負う当該譲渡人又はライセンサーは、当該責任を譲受人又はライセンシーに転嫁し求償することができる。当該責任の譲受人又はライセンシーへの転嫁及び相応の求償ができるのは、当該譲渡人又はライセンサーが悪

意で行為していない場合、及び、衡平の理由で、当該譲受人又はライセンシーが損害補償額の全部又は一部分を負担すべき場合である。

第 92 条 特許登録簿への記入及びその効果

特許出願及び特許は、施行規則の規定に準じて特許登録簿に記入されるものとする。

特許の不法な専有に関する第 13 条第 1 段落の規定を例外として、特許出願若しくは特許に係る移転及びライセンス又はその他の行為は、自発的又は強制的を問わず、特許出願又は特許に影響を与えるものは、特許登録簿に記入の日から、善意の第三者に対して拘束力を有するものとする。

特許出願又は特許による権利は、特許登録簿に適正に記入されることをもって始めて第三者に対して行使することができる。

特許出願又は特許による権利は、特許登録簿上の記入をもって始めて登録特許権として製品上に表示することができる。庁は、特許登録簿に記入され公文書に現れる行為が、適正に法律に準じて遂行され、有効に効力を発揮するものであるよう保証するものとする。特許登録簿は、公衆に公開されるものとする。

第 93 条 不公正競争

特許所有者が、自己の特許発明を実施に供するに当たり不公正競争に係る一般規定に違反する場合は、裁判所は、特許所有者に特許のライセンスを命じることができる。

第 3 章 ライセンスの申出

第 94 条 特許権者によるライセンス申出

特許権者は、第 96 条の通り特許された発明を実施しない場合は、文書で庁に対して、当該発明の実施に関心のある何人かによる発明実施をライセンスにより授権する旨の自己の意志を表明することができる。

法的訴訟の結果、特許権の変更となった場合は、第 12 条の規定による新たな特許所有者の特許登録簿への記入をもって、先になされていたライセンス申出は取り下げられたものとみなす。

庁は、ライセンス申出を特許登録簿に記入して公表し、ライセンス申出は、公衆の閲覧に供され、庁は、当該閲覧を許容するために適正な手段を講じるものとする。

特許権者は、誰も特許権者に対して、(当該発明を実施するための)ライセンスの付与を請求しなかった場合は、いつでもライセンス申出を取り下げることができ、当該申出の取下は、当該申出の取下請求の庁に対する提出日から有効となるものとする。

ライセンスが、排他的ライセンスとして特許登録簿に記入された場合は、特許権者は、他人に対して重ねてライセンスを申し出ることはいできない。

ライセンスの申出に応じての、ライセンスによる発明のライセンスを有する者は何人も、非排他的ライセンシーとみなされるものとし、本条により付与されるライセンスは、契約によるライセンスとみなすものとする。

ライセンスの申出がなされた場合は、特許登録簿に排他的ライセンスを記入するための申請は、ライセンス申出が取り下げられない限り又は取り下げられたと認められない限り、許容

されないものとする。

第 95 条 ライセンス申出の受諾

ライセンス申出を受けてライセンスの取得を望む何人も、庁に対して自己の意志を正副 3 通の文書で伝達するものとし、併せてその文書に自己が発明を実施する方法を表示するものとする。庁は、副本 1 通を特許権者に送達するものとし、第 2 副本を当該予定ライセンシーに返却するものとする。双方の副本は、庁の封印及び同一の送達日を有するものとする。

当事者がライセンス料につき合意に至らない場合は、何れかの当事者の請求により、管轄裁判所が、両当事者を審理後、当該ライセンス料を決定するものとする。

当該裁判所は、当事者が合意していた金額が不適當になった場合は、当該ライセンス料金を修正することができる。ライセンス料金の変更請求は、裁判所によるライセンス料金の決定後少なくとも 1 年の経過後に限りなすことができる。

暦年の各四半期の満了時に、ライセンシーは、発明の自己がなした実施を特許権者に対して伝達し、ライセンス料を支払う義務を負う。ライセンシーがそのような義務を果たさない場合は、ライセンサーはライセンシーに対して当該月内に当該人の義務を遂行するよう請求することができる。裁判所から見て、ライセンシーが当該期間内に当該人の義務の履行を怠った場合は、当該ライセンスは失効するものとする。

第 4 章 実施義務

第 96 条 実施義務

特許権者又は特許権者に授権されている者は、特許発明を実施する義務を負う。実施義務は、特許付与に係る発表の関連公報での公告日から 3 年以内に実行されるものとする。

実施の判定に当たっては、市場の状況が考慮されるものとする。

第 97 条 実施の証拠

特許権者又は特許権者に授権されている者は、庁に対して提出される公式証明書により、発明の実施を証明するものとする。特許実施を証明する当該公式証明書は、施行規則において指定庁により規定される一般基準及び規則に準じて作成されるものとする。

当該実施証明書は、発明が実施されている工場における生産検査の終結時に発行され、当該実施証明書は、当該特許発明の実施、又は発明の主題の販売を確認するものとする。

当該実施証明書は、関係当局に対する当該請求の提出日後、3 月以内に交付されるものとし、特許発明の実際の実施を裏付ける情報を含むものとする。

当該実施証明書は、特許登録簿に記入されるものとする。

第 98 条 実施の認知

特許発明の実施が、証拠書類により庁が納得するように証明される場合は、当該特許発明は、裁判所手続により反証が提出されない限り、第 97 条に準じて実施に供されたものとみなす。

第7部 強制ライセンス

第1章 強制ライセンスの一般要件

第99条 強制ライセンス付与についての要件

強制ライセンスは、ライセンス申出がなされておらず次の状況の1が該当する場合に、付与されるものとする。

- (1) 第96条により特許発明を実施に供し得ないこと
- (2) 第79条に規定のような特許の主題の従属性
- (3) 第103条にいう公益性の理由で

第100条 強制ライセンスの請求

何人か利害関係人は、特許が、請求時に、実施に供されていなかった当該実施の遅滞が合法的な理由によるものでなかったか、又は当該実施が合法的な理由なく継続して3年間中止されていたとの理由で、強制ライセンスの付与を、第96条に規定の期間の満了後、請求することができる。

客観的性質の技術的、経済的、法的理由が、特許を実施しないことの合法的理由を構成するものとみなし、特許権者の管理及び意思では及ばない理由は、特許発明の実施に対する障害として受諾されるものとする。

第101条 特許間の従属性の場合の強制ライセンス

特許発明が、先の特許により付与された権利を侵害することなく実施に供され得ない場合は、後の特許の所有者は、先の特許と比較して、自己の特許が異なる産業目的に有用であり、又は顕著な技術的進歩をもたらすものであることの証拠の提出により、裁判所に対して、先の日付の特許実施についてのライセンスを付与するよう請求することができる。

第79条の意味で相互に従属関係にある特許発明が、同一の産業目的に資する場合であって、従属関係の特許の一方のために強制ライセンスが付与されている場合は、強制ライセンスが付与されている従属特許の所有者は、他方の従属特許につき強制ライセンスが当該人に付与されるよう裁判所に対して請求することができる。

特許が、既に特許された化学物質又は薬学関係の物質の生産に係る方法に関係する場合であって、当該方法特許が、先の日付の製品特許に関して、顕著な技術的進歩を示すものである場合は、当該方法特許の所有者及び当該製品特許の所有者の双方は、裁判所に対して相手方の特許発明の実施につき強制ライセンスの付与を請求することができる。

第79条の意味における特許間の従属性の理由で付与される強制ライセンスは、関係する特許発明の実施を認容するような範囲のものとする。従属関係の特許の1が無効となり又は満了する場合は、強制ライセンスの付与は効力を生じないものとする。

第102条 強制ライセンスの理由としての輸出

特許発明の輸出の実状は、強制ライセンスの理由として受諾されるものとする。

第 103 条 公益性の理由による強制ライセンス

閣僚会議は、特許又は特許出願に係る発明が公益性の理由で強制ライセンスにより実施されるべきことを決定することができる。発明の実施、若しくはその実施の増大、拡大、又は改善が、公衆衛生又は国防のために重大である場合は、公益性を有するものとみなす。

発明の不実施、又は品質及び数量面での不十分な実施が、国の経済的又は技術的發展に重大な損害を及ぼす状況も、公益性に係るものとみなす。

関係省は、強制ライセンスの付与に係る命令を發布するよう閣僚会議に提案するものとし、発明の実施が、国防又は公衆衛生にとり重要である場合は、当該提案は、関係省、国防省又は厚生省により共同で提出されるものとする。

強制ライセンスを付与する決定は、発明の実施を、国防上の重要性の理由で、1又は2以上の企業に限定することができる。

特許権者が、当該人を除く他の者に広めず託さずとも、公益性のために当該発明を実施する力がある場合は、当該特許発明は、条件つきで、強制ライセンスに服させることができる。そのような場合は、閣僚会議令に準拠して、裁判所は、特許権者に、裁判所が設定する1年以下の期間、公益性を満足させる方法での発明の実施、又はその実施の拡大向上を許すことができる。

裁判所は、適当とみなす当該期間を、特許権者の所見を考慮した後に決定するか、又は特許発明を直ちに強制ライセンスに服させるものとする。裁判所は、実施が公益のためになされたか否か、当該所定期間の満了後に決定するものとし、裁判所が、実施が公益のためになされていないと決定する場合は、当該特許発明を強制ライセンスに服させるものとする。

第 104 条 調停の請求

強制ライセンスの請求を望む者は、最初に、当該特許の契約によるライセンスを取得する目的で、庁に調停を申請することができる。

庁に調停を申請するについては、次の明細を提出するものとし、施行規則に規定の手数料を納付するものとする。

- (a) 請求者に係る情報
- (b) 調停請求に係る特許に関する情報
- (c) 強制ライセンスの付与を正当化する状況
- (d) 請求されるライセンスの範囲及び請求の理由
- (e) 申請者が効果的、効率的に発明を実施する能力があるか否か、及びライセンスの付与につき相応に請求される保証を当該人が特許権者に提供することができるか否かの決定がなされるに十分な情報

更に、次の書類が、庁の調停申請に添付されるものとする。

- (1) 申請理由を裏付ける書類
- (2) 申請者が施行規則に規定の額の手続手数料を納付することを保証する書類
- (3) 申請書及び添付書類の複写

第 105 条 庁による調停

庁は、申請日から1月以内に調停請求につき決定するものとする。

庁は、調停申請及び添付書類から判断し、適正な調査の後に、強制ライセンスを請求する状

況が事実存在すること、及び申請者が支払能力を有し、発明の実施に必要な手段をすべて有することに納得する時に調停に同意するものとする。

庁は、調停に係る決定を申請者と併せて特許権者にも通知し、調停申請書の複写を添付するものとする。

第 106 条 庁の調停手続

庁は、調停請求に応じることに同意する時、契約によるライセンス交渉の当事者を即座に召集し、調停役を務めるものとし、当該交渉期間は、2月以内とする。

庁の調停請求受諾の当事者に対する通知に続く2月の期間の満了時に、契約によるライセンス付与に関して合意に至らなかった場合は、庁は、その調停調査が終了したことを宣言し、利害関係人にその旨通知するものとする。

庁が、ライセンス付与に関する合意が実際に締結できることに納得する場合は、庁は、当該期間が満了していても、当事者により共同で提出される2月の期間の延長請求を受諾することができる。

庁が最終決定に達するに先立っては、当事者のみが、調停手続に係る文書に接し、手数料をもって複写を請求することができる。当該当事者及び庁の職員は、当該書類の内容を守秘するものとする。

第 107 条 庁の調停の効果

庁が調停者を務めた交渉の結果、当事者が特許に係る発明の実施のための契約を締結する場合は、ライセンシーは、発明を実施に供することを開始する期間を与えられるものとする。発明を実施に供することを開始するにつき与えられる期間は、1年以内とし、調停が終結するために次の条件が満たされるものとする。

(1) 当事者により合意されたライセンスは、排他的なものとし、強制ライセンスに対する障害を構成しないものとする。

(2) 調停を申請した当該人が、発明を実施するために必要な設備資材を保有していること、及び、発明の実施を開始するために必要な期間が当該発明の特殊性により決定されることの証拠となる書類が提出されるものとする。

(3) 調停申請者が許容期間内に発明の実施の開始を怠る場合、発生する負債を賄うための施行規則規定額の金銭保証が提供されるものとする。

(4) 施行規則に規定の手数料が納付されるものとする。

当事者により提出された書類に基づき、庁が、第2段落に規定の要件が満たされていること、及び当事者が特許を即座に実施し始める決意を有することに納得する場合は、調停手続を終結させ、調停の結果付与されたライセンスを特許登録簿に記入するものとする。

調停の請求者は、発明実施の開始に係る準備の最新状況を庁に通知する義務を負い、庁は、必要とみなす査察を行う権利を有する。

庁の調停を通じてライセンスを取得したライセンシーは、裁判所に対して、発明を実施するために認容された期間中に、当該特許についての強制ライセンス付与に係る手続を中断することを請求することができる。

強制ライセンス付与についての手続中断の決定が、深慮による誤認に基づくものであったことの、又は、当事者が、規定の期間内に良心的に継続的に発明の実施を開始する立場になり

得ないことの証拠提出に際して、裁判所は、当該中断決定を取り下げることができる。
当該期間の終結時に、庁の調停を経てライセンスを取得したライセンシーが、発明実施の開始を怠る時は、庁は、ライセンシーによるライセンサーに対する手数料の支払を決定することができる。当該手数料は、発明が実施されなかった期間に相当する期間を有するライセンス契約の下においてはライセンシーが特許権者に支払わなければならないであろうライセンス料に準じて計算されるものとする。

第 108 条 強制ライセンスの請求

第 106 条に規定の期間の満了から若しくは調停を庁が拒絶する日から 3 月の期間の満了により、又は当事者が庁により遂行される調停行為の終了前にライセンスの付与を合意し得ない場合、裁判所は、強制ライセンスを付与するようとの請求を受け付けることができる。

強制ライセンスの請求者は、先に行われた調停手続及びその目的の提出書類に基づき、強制ライセンスの付与の条件が満たされている旨主張することができる。請求者は更に、発明を効果的に実施するために自己が擁する設備資材を特定し、ライセンスが付与される場合は自己が実施能力を有することの保証を提出するものとする。

次の書類が、強制ライセンスの請求に添付されるものとする。

- (a) 調停手続中に得られなかった当該請求を裏付ける書類
- (b) 強制ライセンス手続の手数料納付につき施行規則に規定の金額の保証の提出を証明する書類
- (c) 施行規則に規定の手数料の納付を証明する書類
- (d) 申請書及び提出書類の複写

第 109 条 強制ライセンスの手続開始

第 108 条に規定の条件が満たされる場合、裁判所は、強制ライセンスの請求に係る手続を開始するものとする。申請書と添付書類の複写が特許権者に送達されるものとする。特許権者は、当該書類の受領後、遅くとも 1 月以内に当該書類に対して異議申立を提起することができる。

強制ライセンスの請求の提出が、調停請求の庁による拒絶の結果である場合は、特許権者に与えられる異議申立提起の期間は 2 月以上とするものとする。

特許権者により提起される異議申立において、庁により先に行われた調停手続に係る書類が考慮に入れられるものとし、当該手続に関して提出されていた証拠事項であって当該書類に見当たらないものも提出されるものとする。当該証拠類の複写は、裁判所により申請者に送達されるものとする。

第 110 条 強制ライセンスの決定

裁判所は、特許権者により提起された異議申立を強制ライセンスの請求者に通知し、請求を拒絶するか又は強制ライセンスを付与するかの何れかを 1 月以内に決定するものとする。この期間は、延長されないものとする。特許権者が強制ライセンスの請求に異議申立を提起していない場合は、裁判所は更なる遅滞なく強制ライセンスの付与を決定するものとする。

強制ライセンスを付与する決定は、次のものを含むものとする。

ライセンスの範囲、手数料、期間、ライセンシーにより提供される保証、実施が開始する日、

及び真摯かつ効果的な特許の実施を保証する手段。

裁判所の決定が異議申立を受ける時であって、裁判所決定の遂行を中断するために特許権者により提出される証拠が裁判所により十分とみなされる場合は、発明の実施は、ライセンスに係る決定が最終的になるまで延期されるものとする。異議申立は、最終決定の遂行の妨げとはならない。

第 111 条 強制ライセンスの決定に係る手数料

強制ライセンスを付与する決定は、各当事者により納付される手数料を特定するものとする。共同手数料は、当事者により均等に負担されるものとする。

何れかの当事者が悪意で行為した又は違反を犯した場合は、手数料の全額負担を命じることができる。

第 112 条 強制ライセンスの手續中断

強制ライセンスの請求の提出時、裁判所は、ライセンスを付与する決定に必要な手續を開始するものとし、裁判所は、特許権者と請求者の共同によりなされる適正に理由付けされた請求に際し、いつでも最大 3 月の期間、ただし、1 度に限り、当該手續を一旦中断することができる。

当該期間の満了に際し、裁判所は、当該当事者に通知し、手續を再開するものとする。

第 113 条 外国居住者の特許代理人の通知

特許権者がトルコに居住しない場合は、本条にいう通信及び通知は当該人の特許代理人に宛てられるものとする。

第 2 章 強制ライセンス制度

第 114 条 強制ライセンスの法的性質

強制ライセンスは、排他的でないものとする。第 103 条による公益性に適う強制ライセンスに限り排他的ライセンスとして付与することができる。ただし、その排他性は、強制ライセンスの目的に反さないものとし、特許発明を経済的に活用するために必須なものでなければならない。

強制ライセンスが付与される場合は、ライセンシーは発明の主題を輸入する権利を原則として有さないものとする。ただし、発明の主題は、強制ライセンスが公益性の理由で付与されており、当該ライセンシーが輸入を授権されている旨明示されている場合に限り、輸入することができる。そのような輸入の許可は、暫定的にのみ交付され、特定需要を満たすための目的に限定されるものとする。

強制ライセンスの場合は、特許権者は衡平な対価が支払われるものとし、当該ライセンス料は、当該発明の経済的重要性を特に考慮して決定されるものとする。

第 115 条 相互信頼関係の違反

特許権者とライセンシーの間の相互信頼関係が特許権者により違反される場合は、ライセンシーは、発明の活用が当該違反により及ぼされる影響に応じて、特許権者に支払われるライ

センス料の減額を請求することができる。

第 116 条 追加特許による強制ライセンスの範囲

強制ライセンスは、ライセンス付与の日付で現存する特許への追加を含めるものとする。強制ライセンスの付与後、追加特許が付与されその追加特許がライセンスが関係する主特許と同一の産業目的に資する場合は、ライセンシーは当該追加特許も強制ライセンスの範囲内に含まれるべきことを裁判所に請求することができる。

庁の調停にも拘らず、当事者が、ライセンス料その他追加特許により範囲が拡大されたライセンスの諸条件に合意できない場合は、当該諸条件は裁判所により決定されるものとする。

第 117 条 強制ライセンスの移転

強制ライセンスは、それが活用されている事業又はその一部分と共にのみ有効に移転ことができ、庁は、当該移転を登録簿に記入するものとする。強制ライセンスが特許間の従属性の理由で付与される場合は、当該ライセンスは従属特許と共に移転されるものとする。

強制ライセンスのライセンシーは、サブライセンスを認容されない。サブライセンスの意図でなされる行為は無効とみなすものとする。

第 118 条 条件修正の請求

ライセンシー又は特許権者は、事後の日に発生し修正を正当化する出来事を理由として、強制ライセンスの手数料又は条件を修正することを裁判所に対して請求することができる。特許権者が事後的に契約によるライセンスを付与し、その条件が強制ライセンスの条件よりも有利である場合は、特にそのような修正を請求する権利が付与される。

ライセンシーが強制ライセンスから発生する義務に故意に違反する場合、又は義務を果たすことを継続的に怠る場合は、裁判所は、特許権者の請求により、損害補償に対する特許権者の権利を害することなく、ライセンスを取り消すことができる。

第 119 条 契約によるライセンスに係る規定の適用性

第 114 条及び第 118 条の規定に反さない限り、第 88 条の契約によるライセンスに係る規定が強制ライセンスにも適用されるものとする。

第 3 章 強制ライセンスの奨励

第 120 条 強制ライセンスの奨励規定

庁は、強制ライセンス付与のできる特許に係るライセンスの請求の提出を促す奨励策を規定するものとする。その目的のために、庁は公報によりそのような特許を定期的に公表するものとする。

特許発明の実施の重要性の求に応じて、閣僚会議は、特定の特許につき、公益性の理由で、強制ライセンスの請求の提出を促すために財政的、経済的その他の奨励策を規定するものとする。

第 8 部 追加特許及び秘密特許

第 1 章 追加特許

第 121 条 追加特許出願

特許又は特許出願の権利者は、第 45 条第 1 段落の意味において主特許の包括的発明概念を共有する発明であって主特許に係る発明を改善発展させる発明の保護のために追加特許を出願することができる。

特許出願に対して決定に至る時までには、特許出願に関連して追加特許の出願を提出することができる。ただし、特許出願が拒絶される場合は、追加特許は付与されないものとする。

第 9 条にいう進歩性の基準は、追加特許に適用されないものとする。

第 122 条 追加特許の優先日

追加特許の優先日は、出願日により決定されるものとする。

追加特許は、主特許と同一の期間を有し、年金納付の対象にならないものとする。

本法に別段の規定がない限り、追加特許は主特許の一体的部分であるものとみなされる。

第 123 条 追加特許の主特許への変更

出願人の請求により、追加特許の出願は、出願の受付中いつでも、主特許に変更することができる。同様の可能性は、庁により行われた審査の結果、追加特許の出願が主特許との間に必要な関連性を有さない旨の追加特許出願人に対する通知後の 3 月の期間内についても与えられるものとする。

付与された追加特許は、特許権者が主特許に対する権利を放棄することを条件として、主特許に変更することができる。

追加特許の主特許への変更の請求が提出される場合は、その後の追加特許は、単一性と明解性の要件を有することを条件として、新たな主特許の追加部分を構成するものとみなす。

主特許へ変更される追加特許は、変更日から年金の納付の対象となるが、その保護期間は主特許の保護期間と同一とする。

第 124 条 特許に係る規定の追加特許への適用

別段の規定が具体的になされておらず、追加特許の特徴と整合する場合は、特許に係る本法の規定が、追加特許にも適用されるものとする。

第 2 章 秘密特許

第 125 条 秘密保持の条件

特許出願の内容は、庁がより早く開示することを決定する場合を除き、出願日から 2 月の期間守秘されるものとする。

庁は、出願に係る発明が、国防に重要であるものとみなすに至る場合は、特許出願が守秘される期間を出願日から 5 月まで延長することができる。庁は、当該状況を文書で出願人に通知するものとし、直ちに国防省に出願の複写を送達することにより国防省に伝達するものと

する。

第 1 段落及び第 2 段落にいう目的のために、庁及び国防省は協力して、国防に重要な発明を特定するものとし、国防省は、守秘義務を尊重することを条件として、すべての特許出願を事前審査する権限を有するものとする。

国防利益が危急の場合は、国防省は、当該 5 月の期間の満了前に、特許出願が秘密裡に手続され、出願人が当該状況につき伝達されることを庁に対して文書で請求することができる。特許出願又は特許が守秘される場合は、出願人又は特許所有者は、発明内容についての情報が無権限の者に伝わるような行為を忌避するものとする。国防省は、出願人又は特許所有者の請求に際し、特許出願又は特許の主題が全体的に又は部分的に、国防省により設定される条件下で実施されることを認容することができる。

第 126 条 秘密特許の登録簿、秘密期間の延長及び秘密の廃止

秘密管理下で発行された特許は、秘密特許登録簿に記入され、付与日から 1 年間守秘されるものとし、その守秘期間は 1 年次単位で延長することができ、特許権者はそのような延長ごとに伝達を受けるものとする。この秘密期間の年ごとの延長は戦争中及び休戦後 1 年経過までは実施されないものとする。

国防省の授権により、庁は、いつでも特許出願又は特許が服する秘密性を廃止することができる。

第 127 条 秘密特許に係る年金及び補償

秘密特許は、年金納付の対象にならないものとする。

特許権所有者は、特許が守秘される全期間にわたる国家の補償を請求することができる。当該補償は、特許が守秘され存続した各暦年末に又は一年の当該一部分の末に請求されるものとする。補償金額につき合意が得られない場合は、当該金額は裁判所により決定されるものとし、補償金の計算は、発明の重要性及び特許権所有者の特許の自由な実施から得べかりし推定収入に準じてなされるものとする。

秘密特許に係る発明が特許権者の過誤により開示される場合は、当該人が補償を請求する権利は発生しないものとする。

第 128 条 秘密特許の外国における出願に係る許可

トルコにおいてなされた発明が第 125 条を条件として、庁の許可なく庁に対する特許出願日から 2 月の期間の満了前に何れの外国においても当該発明につき特許出願はできない。外国出願の許可は、国防省の具体的な許可がなければ発行されないものとする。

発明者がトルコに居住する場合で、反証を欠くときは、発明はトルコでなされたものとみなす。

第9部 特許の無効と特許権の終結

第1章 特許の無効

第129条 無効

特許は、次の場合は無効を宣言されるものとする。

(a) 発明の主題が第5条から第10条までに規定の特許性要件を満たさないことが確定される場合

(b) 発明の主題が技術の熟練者が実施できるように十分に明瞭で分かり易い方法で説明されていないことが確定される場合

(c) 特許の主題が出願の範囲を超える、又は、第5条により提出された分割出願若しくは第12条が適用される出願に基づいており当該出願の範囲を超えることが確定される場合

(d) 特許所有者が第11条により特許権を有さないことが確定される場合

発明者若しくはその承継人のみが、特許所有者が第11条により特許に対する権利を有さないことを訴える権利を有するものとし、そのような場合は、第12条が適用されるものとする。無効の理由が、特許の一部分のみに関係する場合は、当該一部分に係るクレームの取消により当該特許の部分的無効が宣言されるものとする。単一クレームは部分的に無効化することはできない。

部分的無効の場合で、取り消されていない特許発明のクレームが、第5条から第7条までを遵守する場合は、当該特許は当該クレームにつき有効に存続するものとする。

第130条 無効宣言の請求

不利益をこうむる者又は利害官公庁は、公訴官を通じて手続し、裁判所に特許の無効を請求することができる。第129条第1段落(d)による特許の無効は、特許に対する権利を主張する権利を有する者も請求することができる。

特許無効についての裁判所手続は、特許保護期間又は特許権終結後の5年以内に提起することができる。

特許無効についての裁判所手続は、当該手続が提起される時に特許登録簿に特許所有者として記入されている者に対して向けられるものとする。特許登録簿に特許権所有者として記入されている者が裁判手続に参加できるように当該人に対して通知がなされるものとする。

第131条 無効の効力

特許が無効であることの裁判所決定は、遡及力を有するものとする。故に、無効が宣言される場合は、本法により特許出願又は特許に与えられた法的保護は、全く発生しなかったものとみなされる。

無効の遡及力は、特許所有者側の悪意の行為に起因する損害についての補償請求を阻止することはないが、次の状況にまでは効力を及ぼさないものとする。

(a) 無効の宣言前に既判事項になった特許侵害についての決定

(b) 無効の宣言前に締結され履行された契約。ただし、契約下で支払われた金額の全体的又は部分的返金は、状況の許す範囲で衡平の理由により、請求することができる。

既判事項になった無効の宣言は、すべての者を拘束するものとする。

第 132 条 追加特許に係る無効の効力

特許無効の宣言は、必ずしも追加特許の無効を招かないものとする。ただし、無効宣言の通知日から 3 月以内に追加特許の主特許への変更の出願がなされない場合は、特許無効が併せて追加特許の無効の結果ともなるものとする。

第 2 章 特許権の終結

第 133 条 終結の原因

特許権は次の状況の何れかの場合に終結するものとする。

- (a) 保護期間の満了
- (b) 特許権の特許権所有者による放棄
- (c) 所定の期限までの年金及び追加手数料の不納付

終結した特許権の主題は、終結理由の具体化の時点から公有財産となり、その事実は庁により関係公報において公告されるものとする。

年金の不納付の場合は、特許権終結の理由は当該納付の期日から具体化するものとみなす。

第 134 条 不可抗力の理由による年金の不納付

年金の不納付につき特許が終結する場合であって、当該手数料が納付され得なかった理由につき特許所有者が不可抗力の証拠を提出する場合は、特許は、効力を再確認されるものとする。

不可抗力の主張は、特許権の終結に係る発表の公報における公告から 6 月以内に提出されるものとする。

不可抗力に係る特許権者の主張は、公報に公告されるものとし、利害関係人は、当該公告日から 1 月以内に当該事項に係る所見を表明することができる。

当該特許は、庁の決定により、再確認されるものとし、特許の再確認は、特許権終結の結果として取得された第三者の取得権利を害さないものとし、当該第三者の権利及びその範囲は、裁判所により決定されるものとする。

特許が再確認される場合は、特許所有者は、納付を怠った手数料及び追加手数料の納付義務を負うものとする。

第 135 条 特許権の放棄

特許所有者は、全体的に又は 1 若しくは 2 以上の特許クレームにつき自己の特許権を放棄することができる。

特許権が部分的に放棄される場合は、当該特許は、放棄されていないクレームについては有効に存続する。ただし、そのようなクレームが別の特許の主題に対応しないこと及び特許放棄が特許の範囲の拡大の結果にならないことを条件とする。

当該放棄は、庁に対して文書で宣言されるものとし、特許登録簿に記入の日に有効となるものとする。

特許所有者は、特許登録簿に記入されたライセンシー又は権利所有者の同意なく特許権を放棄することができない。

第三者の特許権を主張する場合は、特許権放棄は当該第三者の承諾なく行うことはできない。

第10部 特許権の侵害及び侵害の場合の法律上の手続

第1章 侵害訴訟

第136条 特許権の侵害を構成する行為

次の行為を特許権の侵害とみなす。

- (a) 特許所有者の同意なしに、発明の対象である製品を全体的又は部分的に製造することにより当該製品を模倣すること
- (b) 当該人がかかる製品が全体的又は部分的に模倣品であることを知り又は知るべきである場合において、商業目的で当該製品を販売し、流通させ若しくはその他の方法により商業化し若しくはそのような目的で製品を輸入し若しくは保有すること又は侵害の結果として製造された係る製品を使用すること
- (c) 特許所有者の同意なしに、特許方法を使用すること又はかかる特許方法を通じて直接得られた製品を販売し、流通させ若しくはその他の方法で商業化し若しくはそのような目的で輸入し若しくは使用すること
- (d) 契約ライセンスに基づいて特許所有者により付与されたか又は強制ライセンスにより付与された権利の範囲を拡大すること又は同意なしにこれらの権利を第三者に移転すること
- (e) 本法の(a)から(d)までにいう行為について、如何なる形ででもこれに参加し又はこれを幫助し、助長し若しくは容易にすること
- (f) 違法に生産又は販売された製品を保持していた場合に、当該製品をどこでどのように取得したかを説明しないこと

ある製品の製造方法について特許を取得した場合、同一の特性を有するすべての製品は当該特許方法によって製造されたものとみなす。当該方法を侵害することなく当該製品を製造した旨を主張する被告は、その主張について立証責任を負うものとする。

第55条に従って特許出願が公開された場合、出願人は、発明侵害の理由に基づいて民事及び刑事訴訟手続を提起する権利を有するものとする。侵害者が当該出願の存在及びその範囲を通知された場合は、必ずしも当該出願が公開されていなくてよいものとする。裁判所が、侵害者が悪意で行動していたと裁定した場合は、公開前に侵害が存在したものとみなす。ただし、裁判所は、特許又は実用新案の関係公報における公開の前に提起された主張の有効性について決定を下す権限を有さないものとする。

第2章 訴訟手続

第137条 特許所有者の提訴及び管轄裁判所

自己の権利が侵害された特許所有者は、裁判所に対して特に次の事項を請求することができる。

- (a) 特許権の侵害行為の停止
- (b) 侵害の救済、及び物質的並びに精神的被害の補償
- (c) 特許権を侵害する製品若しくは輸入品の、当該製品の製造に直接使用される手段の、及び特許方法の実施を許容する手段の没収
- (d) (c)により没収された製品及び手段の所有権の認定。そのような場合、当該製品の価値が、付与される補償金額から控除されるものとする。当該製品の価値が付与される補償金額を上回る場合は、特許所有者は超過金額を相手方に返金するものとする。
- (e) 特許権の侵害、特に(c)により没収された製品及び手段の変形の防止のための予防策、又

は、更なる侵害行為防止のために不可避の場合は、その製品及び手段の破棄

(f) 特許侵害者に対する裁判所の判決及びその通知の公衆及び関係者に対する公開。当該公開費用は、その侵害当事者が負担するものとする。

特許所有者による第三者に対する法律手続の遂行についての管轄裁判所は、原告の居住地の、犯罪がなされた場所の、又は侵害行為が効力を発した場所の裁判所とする。

原告が、トルコに居住しない場合は、管轄裁判所は、授権された登録代理人の事業所の所在地の裁判所とし、又は当該代理人の登録簿の記入が取り消されている場合は、庁の本庁所在地の裁判所とする。

第三者による特許出願人又は特許所有者に対する手続の遂行についての管轄裁判所は、被告の居住地の裁判所とする。特許出願人又は特許所有者がトルコに居住しない場合は、第3段落の規定が適用されるものとする。

複数の裁判所に管轄権の可能性がある場合は、当該手続が最初に取りられた裁判所を管轄裁判所とする。

第138条 補償

特許所有者の承諾なく、特許製品を、製造、販売、流通、その他営業に供する、若しくはそれらの目的のために輸入する、若しくは商業目的で在庫する者、又は、特許の方法を利用する者は、当該不法状況の救済の責任を負い、生じた損害補償提供の責任を負うものとする。

特許発明を何らかの他の方法で実施する者は、特許所有者により当該発明の存在及び侵害につき通知されており、その侵害を停止するよう請求されている場合、又は当該人の行動が犯罪性の怠慢である場合に限り、生じた損害補償提供の責任を負うものとする。

第139条 侵害の証拠書類

特許所有者は、特許侵害から受ける損害の算定ができるように、特許所有者の承諾のない実施に係る書類を引き渡すよう侵害者に請求することができる。

第140条 逸失利益

特許所有者の受けた損害は、実際の損失額を含むだけでなく、特許権の侵害の理由で実現されなかった利益をも含むものとする。

当該逸失利益は、被害を受けた特許所有者の裁量により、次の基準の1に従って計算するものとする。

- (a) 侵害者の競合がなかった場合は特許所有者が実現した可能性がある利益
- (b) 当該特許の侵害者による実施により侵害者により実際に実現された利益
- (c) 侵害者がライセンス契約下で合法的に当該特許を実施していた場合は支払われたであろうライセンス料

逸失利益の算出に当たり、特許の経済的価値、侵害時に残存する保護期間、並びに当該特許に関して付与されたライセンスの種類及び数が特に考慮されるものとする。

裁判所が、特許所有者が本法の規定により特許を実施する当該人の義務を果たしていないとの所見である場合は、逸失利益の算出は、第2段落(c)によるものとする。

第 141 条 逸失利益の増額

特許所有者が、逸失利益の算出において第 140 条第 2 段落 (a) 又は (b) に規定の基準の何れかを選択した場合、裁判所は、特許が、当該製品の製造又は方法の実施に本質的な経済的貢献をもたらすとの所見である場合は、相応の金額を追加することができる。

当該製品の経済的価値への当該特許の貢献の評価は、特許が、当該製品に対する需要の創出において決定的要因であるか否かの審査に基づくものとする。

第 142 条 発明の評判

特許所有者は、特許権の侵害者による特許発明の劣悪な製造又は不適切な市場化により、特許に係る発明の評判が損なわれる場合は、追加補償を請求することができる。

第 143 条 補償の減額

特許権所有者に支払われるべき補償金額が、他の方法による発明の実施に対して当該人が他人から受領する金額より高くなる場合は、認容される補償は、当該受領金額を考慮して減額されるものとする。

第 144 条 補償請求の対象になり得ない者

特許所有者は、損害補償金を特許所有者に対して支払った者により市場化された製品を使用する人々に対して、本条により手続を提起することができない。

第 145 条 制定法上の不特許事由

制定法上の不特許事由に係る契約義務法の規定は、特許権の侵害に係る民事規定による控訴の期間に適用されるものとする。

第 3 章 特別裁判所

第 146 条 管轄裁判所

本法に定める訴訟について管轄権を有する裁判所は、特別裁判所とする。当該裁判所は、裁判官 1 名から成る。法務省の提議があったときは、裁判官公訴官最高会議が特別裁判所としての役目を果たす第 1 審民事裁判所及び第 1 審刑事裁判所並びにこれらの裁判地を決定するものとする。

本法に基づいて庁が下したすべての決定に対して提起される訴訟及び庁の決定により被害を受けた第三者が庁に対して提起する訴訟について管轄権を有する裁判所は、第 1 段落に掲げるアンカラの特別裁判所とする。

第 147 条 裁判所の決定の公告

裁判所の判決が既判事項になる場合であって、勝訴人が合法的理由又は権限を有する場合は、当該人は、日刊紙又は同様の手段による終局判決の全文又は要約文の公告を請求することができ、当該費用は相手方が負担するものとする。

当該公告の性質及び範囲は判決において特定されるものとする。当該公告権は、当該判決が既判事項となった後 3 月以内に行使されない場合は、無効となるものとする。

第4章 特別規定

第148条 ライセンシーによる訴訟及びその要件

契約により別段の規定がない限り、排他的ライセンシーは、特許権の侵害事件の場合は、本法により特許所有者に与えられているすべての法律手続を当該人の名義で提起することができる。非排他的ライセンシーは、法律手続を提起する権利を有さないものとする。

侵害事件の場合は、非排他的ライセンシーは、必要な手続を提起するように特許所有者に対する通知を公証人を通じて発することができる。

特許権所有者が手続の遂行を拒絶する場合、若しくは当該通知の受領後3月以内に手続の遂行を怠る場合は、非排他的ライセンシーは、自身の名義で手続を遂行する権利を有するものとし、その際特許所有者に対する通知を添付するものとする。

ライセンシーは、時の経過と共に存続する重大な損害の場合は、当該3月期間の経過を待つことなく、差止め命令を発することを裁判所に請求することができる。

第3段落により手続を遂行しているライセンシーは、当該手続が開始されたことを特許所有者に通知するものとする。

第149条 特許の不侵害の訴訟及びその要件

何人も利害関係人は、特許権の不侵害の判決を獲得するために特許所有者に対して手続を提起することができる。

前段落にいう手続の提起に先立ち、通知が公証人を通じて特許所有者宛に供されるものとし、通知を差し出す当事者によりトルコにおいて行われる産業活動又はその目的でなされる真摯かつ実際上の準備が、特許権を侵害するか否かに関して、特許所有者が自己の所見の表明をなし得るようにするものとする。

特許所有者が、そのような通知の受領に際し、当該通知の受領後1月以内に応答しない場合、又は応答内容が受諾できるものとして通知を差し出す当事者により認められない場合は、当該通知差出人は、第1段落により手続を遂行する権利を有するものとする。

特許権に関して侵害訴訟の提起を受けている者は、第1段落により手続を提起することができない。

手続提起は、特許登録簿に記入の権利所有者全員に通知されるものとする。

本条にいう訴訟は、無効訴訟と併せて提起することもできる。

第150条 証拠の認定

特許権の侵害を訴える法的権利を有する何人も、当該権利の侵害行為を認定するよう裁判所に提訴することができる。

第151条 予防策

主訴訟の有効性を確保するために、本法による手続を提起する意図の者又は提起している者は、特許のトルコにおける実際の実施又はそのような実施のための真のかつ実際上の準備であって原告の特許権の侵害を構成し得るようなものに係る証拠を提出することを条件として、裁判所に予防策を命令するよう請求することができる。

予防策の請求は、手続の提起の前若しくは提起と共に提出する又は後に提出することができ、

予防策の請求は、別に審査されるものとする。

第 152 条 予防策の性質

予防策は、判決の十分な効力を保証するような性質のものとし、特に、次の対策を提供するものとする。

- (a) 原告の特許権を侵害する行為の停止
- (b) 特許権を侵害する製品若しくは輸入品の、又は特許方法の実施において使用される手段の税関、自由港、自由貿易地帯を始め発見場所を問わずトルコ国境内での差押及び保管
- (c) 補償されるべき損害賠償金の保証の提供

第 153 条 民事訴訟法

確定請求及び仮差止命令に係る事項に関しては、民事訴訟法の規定が効力を有する。

第 11 部 実用新案証

第 154 条 実用新案証の付与により保護される考案

第 156 条により新規性を有する考案であって第 10 条の意味の範囲で産業に利用できる考案は、実用新案証の付与により保護されるものとする。

第 155 条 実用新案証の付与により保護できない考案及び主題

第 6 条にいう主題又は方法及びそのような方法により取得される製品又は化合物については、実用新案証は付与されないものとする。

第 156 条 新規性

実用新案証の出願の係る考案は、出願日前に文書その他の方法による開示でトルコにおいてか世界の他所においてかを問わず、公衆に入手可能とされていた場合、又は地方的にか全国的にかを問わず国内で実施に供されていた場合は、新規であるものとはみなされない。

実用新案証の出願人又はその前任者による開示は、公開によるかその他の方法によるかを問わず、出願日に又は、(ある場合は)優先日に 12 月先立つものは、出願の係る考案の新規性を害するものとはみなされないものとする。

実用新案証の出願日に先立つトルコにおける実用新案証出願又は特許出願は、当該実用新案証の出願日後に公開される場合でも、当該実用新案証出願の新規性を害するものとみなす。

第 157 条 実用新案証の出願権

実用新案証の出願権は、考案者又はその権利承継人に帰属するものとし、移転できるものとする。実用新案証により保護されるべき考案が 2 人以上の者により共同でなされた場合は、実用新案証の出願権は、当事者が別段の決定をなさなければ、共同の帰属となるものとし、本件に関しては、共同所有権に係る民法の規定が適用されるものとする。

実用新案証により保護されるべき同一の考案が、互いに独立の 2 人以上の者により同時になされ、その 1 人が出願をなした場合は、第 11 条及び第 12 条の規定が実用新案証の出願権を有する者の決定のために適用されるものとする。

第 158 条 第三者を拘束しない権利

実用新案証の対象である考案の主題が、第三者の図面及び機種、装置並びに設備からその同意なしに導き出された場合は、実用新案証により付与される保護は、当該第三者に対して主張することができない。

従って、提起された訴訟及びその結果の登録簿への登録及び関係公報におけるその公開は、庁に提出される利害関係人の請求をまっで行うものとする。補償を要求する実用新案証の所有者の権利は留保されるものとする。

第 159 条 実用新案証の出願

実用新案証の取得のために、第 42 条にいう書類が出願と共に、庁に提出されるものとし、実用新案証の付与による保護の請求である旨明示するものとする。

実用新案証の出願日の決定については、第 43 条及び第 53 条の規定が適用されるものとする。

第 160 条 方式要件に係る出願の審査及び公開

出願日決定の上、庁は、出願につき、第 42 条から第 53 条まで及び施行規則に規定の方式要件の遵守を審査するものとする。

庁の審査が、出願が方式要件の欠陥事項を有する又は出願の主題が第 154 条及び第 155 条の規定に準じて実用新案証の付与を認容する特徴を有さないことを明らかにする場合は、手続は中止されるものとする。庁は、その決定を出願人に理由を付して通知するものとし、出願人に当該欠陥事項を修正し、クレームを補正し、又は庁の決定に対して異議を述べるための、その通知日から 3 月の期間を与えるものとする。

出願人の意見書及び出願の補正事項を検討の後、庁は、その最終決定をなすものとする。庁の最終決定は、クレームの全体又は一部分に対する実用新案証の付与を構成することができる。方式要件の遵守に係る審査の結果、保護の付与を妨げる欠陥がない、又はそのような欠陥が十分に修正されている場合は、庁は、施行規則の規定により明細書、クレーム及び(あれば)図面を公開する旨の決定を出願人に通知し、当該出願は、施行規則に規定の様式及び要件により関係公報に公開されるものとする。

特許に関して庁により作成される技術水準に係る調査報告書は、実用新案証については作成されないものとする。ただし、技術水準に係る調査報告書の作成についての庁に対する実用新案証の出願人又は実用新案証所有者の特別な請求の提出があれば、そのような報告書が実用新案証についても作成されるものとする。

第 161 条 第三者による異議申立

利害関係人又は機関は、出願公開後 3 月以内に、実用新案証付与の出願に対して、理由を付して異議申立をなすことができる。異議申立の根拠は、実用新案証付与についての要件が満たされていない旨の言い分、特に、主題が第 156 条による新規性を欠くこと、又は考案の実施を可能にするためには不十分な明瞭性、明解性のため明細書が不備であることによるものとする。

異議申立の裏付の証拠書類は、文書によりなされるべき異議申立の陳述に添付されるものとする。

異議申立期間の満了に際し、庁は、提起された異議申立を出願人に通知するものとする。提起された異議申立の通知受領後 3 月以内に、出願人は当該異議申立の提起に対して自己の適正な根拠ある答弁を提出すること、若しくは、自己が適切とみなす場合はクレームを補正すること、又は、異議申立の提起を考慮することなく登録証を交付することを庁に対して請求することができる。

出願人が実用新案証を請求する権利を有さない旨の異議申立の理由に係る管轄権は、裁判所が有し、そのような理由の庁に対する異議申立は受理されないものとする。

第 162 条 庁の決定、実用新案証の付与及び公告

出願人が、異議申立の提起に対する自己の答弁を提出している場合、若しくは、請求された補正をなしている場合、又は異議申立に応答するために出願人に認容される期間が経過している場合は、庁は、第三者により提起された異議申立を審査することなく実用新案証を付与するか否かを決定し、その決定の通知に際しては出願人に施行規則に規定の手数料の 3 月以内の納付を請求するものとする。

通知日後 3 月以内に規定の手数料が納付されない又は当該期間延長の申請がなされない場合は、当該実用新案証は交付されないものとし、当該出願は取り下げられたものとみなす。

第 61 条にいう明細書は、実用新案証については公開されないものとする。

国家は、実用新案証の主題の真正性及び有効性を保証しないものとする。

実用新案証の交付は、関係公報に公告されるものとし、公告には次の事項を含むものとする。

- (a) 登録証番号
- (b) 考案の分類記号
- (c) 名称であって、考案の主題を明瞭に説明するもの
- (d) 登録証所有者の名称、国籍及び住所
- (e) 要約
- (f) 実用新案証出願が公告された公報の発行日及び番号
- (g) 登録証発行日
- (h) 実用新案証、提起された異議申立、及び異議申立に対する答弁書に係る書類の閲覧の可能性を公表する陳述書

第 163 条 方式欠陥を主張する異議申立であって実用新案証の付与後に提出されるもの

考案の単一性に関する第 45 条の規定を除き、第三者は、第 42 条から第 52 条までに規定の方式要件の不遵守を理由として実用新案証の交付に反対して、庁に異議申立を提起する権利を有するものとする。本条により異議申立をするためには、実用新案証出願の公開時に、先に異議申立済である必要はない。

考案の単一性の規定を除き、庁が、第 42 条から第 52 条までに規定の実用新案証交付についての手続において実行されるべき行為の 1 が実行されていないことを審査時に見出す場合、又は庁自身が、必須の方式的な手続行為の実行を省略した場合は、提起された異議申立に対する応答において、当該欠陥を修正する庁の決定が、当該欠陥が発生した手続段階に遡って、実用新案証の付与に係る行政行為を取り消し、その段階から進めて当該手続を再開するための効力を有するものとする。

第 164 条 保護の様式及び期間

実用新案証所有者は、特許所有者に付与されるものと同じ保護を享受するものとし、実用新案証は、出願日から更新の認められない 10 年間付与される。

第 121 条の意味での追加登録証は、実用新案証に対しては付与されないものとする。

第 165 条 実用新案証の無効

実用新案証は、次の状況下で管轄裁判所により無効を宣言されるものとする。

- (a) 実用新案証の主題が第 154 条、第 155 条及び第 156 条の規定を遵守しないことが確定される場合
- (b) 実用新案証に係る考案が技術の熟練者が実施できるように十分に明瞭で分かり易い方法で説明されていないことが確定される場合
- (c) 実用新案証の主題が出願の範囲を超えること、又は、実用新案証が第 45 条により提出された分割出願若しくは第 12 条により提出された出願に基づいている場合であって、実用新案証の主題が原出願の範囲を超えることが確定される場合

(d) 実用新案証所有者が、第 157 条による実用新案証に対する権利を有していないことが確定される場合

実用新案証の無効は、不利益をこうむっている第三者、若しくは公訴官を通じて手続する利害官公庁、又は第 1 段落(d)により実用新案証を請求する権利のある者が、請求することができる。

実用新案証の無効を請求するのに適格であるためには、不利益をこうむる第三者又は利害官公庁は、第 161 条による異議申立を提起していなければならない。

実用新案証の無効は、当該保護期間の何時でも請求することができる。

考案者又はその権利承継人のみが実用新案証所有者が第 157 条により当該登録証に対する権利がない旨の主張をなす権利を有するものとし、そのような場合は、第 12 条が適用されるものとする。

無効の理由が、実用新案証の一部分のみに関係する場合は、当該一部分に係るクレームの取消により当該登録証の部分的無効が決定されるものとする。独立クレームが部分的に無効化されることはできない。

部分的無効が宣言される場合は、実用新案証は、取り消されなかったクレームに関しては、当該クレームが第 5 条から第 7 条までの規定に準じる限り、有効に存続するものとする。

実用新案証が、第三者の理由ある異議申立を考慮することなく交付される場合、又は提起された異議申立との因果関係の理由により裁判所が、本条により実用新案証の無効を決定した場合は、異議申立を提起している不利益をこうむった第三者は、無効になった実用新案証の所有者に補償を請求する権利を有するものとする。

第 166 条 特許規定の適用

実用新案証に専ら適用される規定の欠如の場合は、本法に規定の特許に係る規定が、実用新案証の特徴との不整合がない限り、実用新案証にも適用されるものとする。

第 167 条 実用新案証出願の特許出願への変更

実用新案証の出願人は、実用新案証付与の庁による決定前に、当該出願の特許出願への変更を庁に請求することができる。

実用新案証出願から 1 月以内に、庁は、当該出願が特許出願として更に手続遂行される旨、出願人に通知するものとし、その趣旨で提出を必要とされる書類を出願人に伝達するものとする。出願人は、庁の通知日から 1 月以内に必要書類を提出するものとし、出願人が、この期間内に必要な書類の提出を怠る場合は、当該変更の請求はなされなかったものとみなし、当該出願は、実用新案証出願として更に手続遂行されるものとする。

実用新案証出願が特許出願に変更される場合は、実用新案証出願は無効にする。

実用新案証出願が特許出願に変更される場合は、実用新案証出願により主張されている優先権は、特許出願に適用されるものとし、その優先権は実用新案証出願日から有効とする。

第 4 段落により必要とされる書類の出願人による提出に続き、実用新案証出願の特許出願への変更は、公報に公告されるものとする。実用新案証出願及び添付書類が公告された公報の発行日及び番号も、当該公告に併せて掲載されるものとする。

第 168 条 特許出願の実用新案証出願への変更

第 65 条の規定が，特許出願の実用新案証出願への変更に適用されるものとする。

第 169 条 実用新案証の主題の工業意匠としての登録

実用新案証の主題は，工業意匠としても登録することができ，その場合は，関係法律の規定が適用されるものとする。

第 170 条 同一発明に対する実用新案証と特許証の双方付与の不可能性

特許証と実用新案証は，同一の主題を有する発明につき双方が付与されないものとする。特許出願又は実用新案証出願の相互乗換による変更は，第 65 条，第 167 条及び第 168 条の規定に準じてのみ実行され得るものとする。

第 12 部 授権者及び代理人

第 171 条 授権者

次の者が庁に対する手続を授権されるものとする。

- (a) 自然人又は法人
- (b) 庁の記録に記入の特許代理人

法人は、授権機関により正当に権限を与えられている者により代理されるものとする。

外国に居住する者は、常に特許代理人によって代理されるものとする。

代理人が指名されている場合は、すべての手続は代理人を通じてなされるものとし、代理人宛になされるすべての通知は、本人に対してなされたものとみなす。

第 13 部 手数料納付及びその法的効果

第 172 条 手数料納付及びその法的効果

施行規則に規定の特許出願又は特許に係る手数料は、出願人、特許所有者又は特許代理人により納付されるものとする。

施行規則により納付される施行規則に規定のすべての手数料の納付の期間につき、庁は、出願人、特許所有者又は特許代理人に通知するものとする。

特定手続の手数料が、施行規則に規定の期間内に納付されない場合は、当該手続は、当該状況が庁により出願人に対して通知される日から効力及び結果の発生がなくなるものとする。

所定の特許付与手数料が、本法に規定の期間内に納付されていない場合は、特許出願は取り下げられたものとみなされる。

第 173 条 年金

特許出願又は特許の有効性を維持するために施行規則に規定された年金は、特許保護期間に亘り、1年ごとに、前払されるものとし、当該年金は、出願月日に対応する月日に毎年納付されるものとする。

当該年金が前段落に規定の期間内に納付されない場合は、追加手数料の納付を条件としてその後の6月の期間内に納付することができる。

当該年金が第1段落に規定の期間内に納付されない場合は、特許権は当該納付期限の最終日に消滅するものとする。

第14部 最終規定

第174条 廃止規定

第174条は、1995年11月7日法律No.4128の次の規定により廃止された。

「1296年3月10日(1879年3月23日)特許法、その追加事項、改正事項、及び法律第174条は、廃止される。」

第175条 施行

本法は、その公告日に施行されるものとする。

第176条 提供

本法は、閣僚会議により提供されるものとする。

経過規定

経過第1条 先の規定の適用

本法の施行の前に提出された特許出願については、当該出願日の現行法規が適用されるものとする。

本法の施行前に締結され登録された移転及び相続行為並びにライセンス契約のすべてに関して取得された権利を害することなく、そのような事項に係る何らかのその後の手続行為及び変更については、本法の規定が適用されるものとする。

経過第2条 技術水準に係る調査報告書の確定に必要な機関の庁による設立前の当該報告書の作成

本法の規定に基づいて庁により確定されるべき技術水準に係る調査報告書は、庁が、そのような報告書の作成機関を設立する時まで、国際的に認定された調査機関により作成されるものとする。

経過第3条 年金の納付

規定の期間内に年金及び手数料の未納のために失効した特許出願については、庁の通知日から6月以内に、当該手数料の2倍の額の追加手数料の納付を伴い、施行規則に規定のように、それまでの年に納付期限であった手数料が納付される場合に、特許権が回復されるものとする。この規定は、特許保護期間が既に満了していない場合にのみ適用されるものとする。

経過第4条 医薬品及びその製造方法の保護

医薬品及び獣医製品、並びに、その製造方法に係る本法による保護は、1999年1月1日に開始するものとする。